

令和 3 年第 2 回定例会

# 九十九里町議会会議録

令和 3 年 6 月 3 日 開会

令和 3 年 6 月 8 日 閉会

九十九里町議会

# 令和3年第2回九十九里町議会定例会会議録

## 目 次

○招集告示	1
-------	---

### 第 1 号 (6月3日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	10
古川 徹 君	10
荒木 かすみ 君	25
○散会の宣告	35

### 第 2 号 (6月4日)

○議事日程	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	37
○職務のため出席した者の職氏名	38
○開議の宣告	39

○議事日程の報告	3 9
○一般質問	3 9
善 塔 道 代 君	3 9
谷 川 優 子 君	5 2
浅 岡 厚 君	6 6
○休会の件	8 2
○散会の宣告	8 2

### 第 3 号 (6月8日)

○議事日程	8 3
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
○職務のため出席した者の職氏名	8 4
○開議の宣告	8 5
○議事日程の報告	8 5
○諸般の報告	8 5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
・議案第3号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第4号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第5号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8

・ 発議第 1 号 選挙公営に係る条例制定の要望について	
○ 報告第 1 号の上程、説明	9 9
・ 報告第 1 号 令和 2 年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○ 報告第 2 号の上程、説明	1 0 0
・ 報告第 2 号 令和 2 年度九十九里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	
○ 報告第 3 号の上程、説明	1 0 0
・ 報告第 3 号 令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
○ 諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 0 0
・ 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○ 請願第 1 号及び請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・ 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
・ 請願第 2 号 「国における 2 0 2 2 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	
○ 日程の追加	1 0 3
○ 発議第 2 号及び発議第 3 号の上程、説明、採決	1 0 3
・ 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
・ 発議第 3 号 国における 2 0 2 2 年度教育予算拡充に関する意見書について	
○ 陳情第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
・ 陳情第 1 号 政府に「再審法改正」を求める陳情	
○ 陳情第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
・ 陳情第 2 号 7 5 歳以上の医療費窓口負担について原則 1 割負担の継続を求める陳情書	
○ 日程の追加	1 1 0
○ 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
・ 議案第 7 号 令和 3 年度九十九里町一般会計補正予算（第 3 号）	
○ 議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1

・議案第8号 契約の締結について

○閉会の宣告	1 1 3
○署名議員	1 1 5

令和3年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月17日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和3年6月3日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和3年第2回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月3日（木曜日）

## 令和3年第2回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年6月3日（木）午前9時42分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

---

### 出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君

まちづくり 課長	山口 義 則 君	会計管理者	中 村 吉 徳 君
教育委員会 事務局 会長	木 原 隆 行 君	教育委員会 事務局 主幹	竹 内 秀 樹 君
ガス課長補佐	平 井 豊 君	農業委員会 事務局 会長	小 森 克 彦 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	篠 崎 肇 君	書 記	大 原 真 弓 君
-------	---------	-----	-----------

---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時42分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和3年第2回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 鐘 田 貴 俊 君

12番 佐久間 一 夫 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9日までの7日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第6号、報告第1号から報告第3号、諮問第1号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願は、お手元に配付しました「請願文書表」のとおり、文教

民生常任委員会に付託します。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長大矢吉明君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は、次のとおりです。

副町長、鈴木浩光君。教育長、藤代賢司君。総務課長、篠崎英行君。企画財政課長、作田延保君。税務課長、吉田洋一君。住民課長、鶴澤康子君。健康福祉課長、鍵田貴賜君。社会福祉課長、羽斗伸一君。産業振興課長、南部雄一君。まちづくり課長、山口義則君。会計管理者、中村吉徳君。ガス課長補佐、平井豊君。教育委員会事務局長、木原隆行君。農業委員会事務局長、小森克彦君。教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君であります。

また、会議録調製のため、議会事務局前任者であります農業委員会事務局、伊藤さやか君の出席を許可しました。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

このほど春の叙勲が発令され、本町からは、元議会議長の石橋和雄様が自治功労で旭日双光章を、また、危険業務従事者叙勲では、元山武郡市広域行政組合消防監の小倉昇様が、消防功労で瑞宝双光章をそれぞれ受章されました。

このたびの叙勲、誠におめでとうございます。長年の功績が認められ、栄えある受章をされたことに深く敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、地域経済や医療福祉分野のみならず、日常の様々な場面において、大きな影響が現在も続いております。

この状況下において、ワクチン接種は、感染症対策の大きな柱であります。当町では、65歳以上の高齢者を優先とした集団接種を、九十九里病院を会場に5月26日から、また、個別接種については、6月1日から実施医療機関での予約受付を、それぞれ開始いたしました。

御協力いただいております関係機関の皆様には、心からお礼を申し上げるとともに、ワクチン接種をお待ちになっておられる町民の皆様の御理解と御協力に深く感謝申し上げます次第でございます。

安全・的確に、そしてスピード感をもって取り組み、一日も早く健やかな日常を取り戻せますよう、懸命に努力してまいりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第1回議会定例会以降の主な事業について、簡略に御報告申し上げます。

4月には、各こども園、小・中学校において、規模を縮小してではございますが、入園・入学式が挙行されました。総勢232名の新入園児・新入生をお迎えできましたことを、大変喜ばしく思っております。

また、毎年多くの来遊客でにぎわう「海開き式」ですが、昨年に引き続き、本年もコロナウイルス感染症対策のため中止となりました。

5月23日は豊海小学校運動会、25日には九十九里小学校のなぎさの運動会、29日には九十九里中学校体育祭が開催されました。いずれも感染症対策を講じ、規模を縮小しての開催となりましたが、子供たちの生き生きとした活動の場が、今後も継続されますようお願い申し上げます。

これからの季節、本来であれば、町として一番のにぎわいを見せるところでございますが、感染症対策、並びに来遊客への安全を確保する監視体制を整えることが困難であることから、海水浴場につきましては、昨年に引き続き、本年も開設を断念することといたしました。

コロナウイルス感染症対策を講じる中において、人流の抑制と地域の活性化の両立は、非常に苦慮するところでございます。

この難局を乗り越えるべく、議会の皆様からのお力添えを賜り、住民福祉の向上に邁進してまいりますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備と、園芸農業の収益性向上を目的とした産地生産基盤パワーアップ事業計画の承認による事業費の決定及び、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が決定されたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月25日に、令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第11号）を専決処分させていただきました。

ので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

なお、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業と農林水産業費の農業振興事業の予算につきましては、年度内での事業の完了が困難なことから、令和3年度へ繰り越させていただきました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制の速やかな整備と、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の迅速な給付に取り組むため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月12日に、令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、この承認を求めるものでございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改める必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に「九十九里町町税条例等の一部を改正する条例」の制定を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第4号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,237万円を追加し、予算の総額を55億5,701万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、土木費の住宅管理費で、町営住宅栗生団地の屋根修繕のため、町営住宅防水修繕工事129万円などを増額いたします。

また、職員の育児休業や4月の人事異動に伴い、欠員が生じている部署に雇用する会計年度任用職員に係る経費を増額いたします。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の教育費国庫補助金で、学校給食における地場産品の使用促進に当たり必要となる備品の購入に伴う財源として、教育支援体制整備事業費補助金13万円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差引きいたしますと、1,220万5,000円の財源が不足となることから、財政調整基金繰入金金を1,220万5,000円増額いたします。

議案第5号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、傷病手当金に係る規定を整備するため、「九十九里町国民健康保険条例」の一部を改正するものでございます。

議案第6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、令和3年4月1日付の人事異動に伴い、税務課長に任命した吉田洋一税務課長を固定資産評価員に選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 令和2年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和2年度に予算計上した、衛生費の予防費で新型コロナウイルスワクチン接種事業及び東金九十九里地域医療センター費で東金九十九里地域医療センター事業、農林水産業費の農業振興費で農業振興事業、商工費の商工業振興費で中小企業等事業継続支援金事業及び宿泊施設事業継続支援金事業、教育費の学校管理費で豊海小学校運営費、片貝小学校運営費及び九十九里小学校運営費並びに中学校運営費について、それぞれ令和2年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳を一覧にして報告するものでございます。

報告第2号 令和2年度九十九里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、令和元年度に予算計上し、令和2年度に予算繰越しをした農林水産業費の農業振興費で農業振興事業について、令和2年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳をつけて報告するものでございます。

報告第3号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和2年度に予算計上した事業費で地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター事業について、令和2年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳をつけて報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、町人権擁護委員の古川比呂子氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、古川比呂子氏の再任について、議会の意見を求めるものでございます。

以上が、議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は10時20分です。

（午前10時01分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時18分）

---

◎日程第5 一般質問

○議長（内山菊敏君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

おはようございます。議長の御承認をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染が、ここに来てまた蔓延している状況であります。直近では、少し減少傾向になってきました。

そのような中、本町では65歳以上の高齢者から、順次ワクチン接種が行われています。ワクチンの早期な供給確保と接種により、町民はもとより、世界にとって平穏な日々が取り戻せるよう祈るばかりでございます。

また、東京オリンピック2020の開催まで残り50日に迫っていることもあり、一日も早い収束で、つつがなく開催されることを併せてお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

項目1、ふるさと納税について。①過去5年間の納税額と収支額はどうか、お聞きします。

②返礼品を増やす取り組みについて。これは、2016年6月議会の質問から、担当者への相談も繰り返ししてきておりますが、聞くたびに「進めている」「今、進めています」とよく聞きますが、なかなか返礼品も増えず、やっところこ一、二年間は返礼品が徐々に増えてきていると思っておりますが、現在の状況をお聞きします。

③現在のインターネット方式にとらわれず、雑誌等の掲載で納税率を向上させる考えは、なんですが、あらゆる工夫や手段で納税率を向上させ、町のPRを兼ねまして、また財源確保、特産品のPRと、商業者の商品を販路拡大させ、利益を上げさせる狙いはどう考えるの

か、町の施策がほかにあるのならば、お聞かせください。

④魅力あるまちづくりを推進するため、寄付型クラウドファンディングの提案は、どう進めているのか、お聞きします。

項目2、町ホームページのリニューアルについて。①ホームページのトップ画像をリニューアルし、アクセスアップさせる考えは、なのですが、現在のホームページトップ画像は、2014年の9月議会で提案し、2015年3月に予算組みをしていただき、たしか同年10月頃でしたかね、リニューアルしていただきました。それこそ当時は青一色の文字と、各ジャンルの画像の色も青一色のイラストでした。リニューアルにより、スライド画像や各ジャンルのイラスト画像も、カラフルな色彩を使いよくなりましたが、あれからもう6年、いま一度手を加えていただき、現代風というか、再質問で細かい点の御提案をまたさせていただきますが、九十九里町の迫力感あるダイナミックなトップ画像にして、アクセスアップさせては、と思いますが、町のお考えをお聞きします。

②片貝海岸や作田海岸にもライブカメラを設置し、サーフィンの波情報や、万が一の津波情報対策、または漁業関係者が非常に困っている貝などの採取被害対策にも活用しつつ、アクセスアップさせる考えはないのか、お聞きします。

項目3、九十九里高校について。①九十九里高校と町の関わり方は、町では、部活動に関わる経費の一部補助金として、後援会に毎年10万円の予算組みをしていただいております。また、コミュニティ・スクールを行っておりますので、学校運営協議会への参加、それと、イベント等の交流等があるとは思いますが、そのほかにも関わっていることがあればお聞かせください。

②県立高校ではあるが、唯一の高校を支援し、志願生徒を増やす協力体制は考えられないか。町として、町内に、今、御存じだと思いますけれども、毎年定員割れで生徒数が減少し、学校運営費も厳しくなっているとお聞きしております。町として町内に高等学校がなくなるようなことがあれば、若年層世帯の流出にもなりかねなく、人口減少に拍車がかかることも考えられますが、この状況を町はどう考えているのか、お聞きします。

以上、1回目の質問とし、再質問は自席で行いますので、明快で実行に向けた答弁をよろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えします。

なお、九十九里高校についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに、ふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

1点目の過去5年間の納税総額と収支額は、との御質問ですが、寄附額の推移といたしましては、平成28年度に280万円、平成29年度に375万円、平成30年度に905万円、令和元年度に4,999万円、令和2年度は見込額で5,935万6,000円となっております。

また、ふるさと納税に係る経費といたしまして、平成28年度に127万7,000円、平成29年度に172万8,000円、平成30年度に454万8,000円、令和元年度に1,714万7,000円、令和2年度については現在算出中でございます。

2点目の返礼品を増やす取り組みは、との御質問ですが、町内企業の御協力もございまして、その数は年々増えており、令和3年4月現在で113種類の返礼品を扱っております。引き続き町内企業の御協力をいただきながら、本町の魅力を発信することができるような返礼品の掘り起こしに努めてまいります。

3点目の現在のインターネット方式にとらわれず、雑誌等の掲載で納税率を向上させる考えは、との御質問ですが、ふるさと納税額を増やす上で、インターネットの活用は効果的であると考えており、令和3年度からポータルサイトを一つ増やす方向で現在調整中でございます。また、インターネットの活用にとどまらず、雑誌等への掲載を含め、納税額向上に向けた検討を進めてまいります。

4点目の魅力あるまちづくりを推進するため、寄付型クラウドファンディングの提案はどうか進めているのか、との御質問ですが、平成31年3月定例会において議員より御質問があり検討した経緯はございますが、現在のところクラウドファンディングを活用した事業展開は行われておりません。しかしながら、少子高齢化などにより財政状況が厳しい状況において、クラウドファンディングを活用した事業展開は有効であると捉えております。次年度へ向け事業提起できるよう、引き続き検討を行ってまいります。

次に、町ホームページのリニューアルについての御質問にお答えいたします。

1点目のホームページのトップ画像をリニューアルし、アクセスアップさせる考えは、との御質問ですが、自治体におけるホームページの役割はアクセス数の増加によるPR効果もございますが、必要なタイミングで正確な情報を提供することが最も重要であるとされております。そのため、できるだけシンプルな操作で必要な情報にたどり着けるようなホームペ

ージ作りを念頭に置き、運用しているところでございます。

御質問のトップ画像のリニューアルについては、ホームページを利用される方々の操作性や利便性の向上などを踏まえ、検討してまいります。

2点目の片貝海岸や作田海岸にもライブカメラを設置し、波情報提供や津波災害対策に活用する考えは、との御質問ですが、町ホームページにおいて、ライブカメラへのアクセス数は多く、人気のあるコンテンツであると認識しております。しかしながら、設置台数を増やすことで生じる費用や運用上の管理、設置場所の検討などの課題が考えられることから、増設による効果とその課題などについて、調査研究してまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 古川徹議員からの御質問のうち、私からは九十九里高校についての御質問にお答えいたします。

1点目の九十九里高校と町の関わり方は、との御質問ですが、九十九里高校は、その前身を含めると100年以上前から九十九里町にあり、多くの卒業生が町内で活躍されています。

現在は、コロナ禍で難しい状況ですが、これまで町主催の各種行事に参加いただき、さらには小・中学校でも行事協力や授業、部活動での指導等幅広く交流しています。

2点目の県立高校であるが、唯一の高校を支援し、志願生徒を増やす協力体制は考えられないか、との御質問ですが、少子化に伴う受験生の減少や授業料無償化、学区の変更等により、志望校の幅が広がっており、九十九里高校のみならず近隣の公立高校においても定員に満たない学校が出てきております。

県立学校である九十九里高校の管理・運営は、千葉県教育委員会の所管になりますが、九十九里高校では、コミュニティ・スクール事業を受け、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組んでいます。

その中で、町や小・中学校の意見を述べる場がございますので、今後、九十九里高校が活性化する方策を共に出し合い、学校の魅力が増し、志願者の増加につながるよう町としてできる取り組みについて、検討していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

では、ふるさと納税について再質問いたします。

過去5年間の納税額が平成28年度には280万、29年度に375万、30年度に905万、令和元年には4,999万、令和2年度はまだ決算額が確定していませんが、見込額で5,935万6,000円で、これは職員の皆様方の努力と御支援をいただいた皆様方のおかげで、年々納税額も増えてきています。

ここ一、二年間でかなり納税額が増え、収支額も現在まで7,600万円強となり、まさにこれは前から提言していますが、返礼品を増やすことにより、その効果が出てきていると思います。

3月議会の常任委員会でも申し上げましたが、他県・他自治体では、あらゆる策で、納税額を増やして、PRとともにやっております。厳しい財政難ではあるが、少しでも必要経費の足しとなるよう財源確保に努めており、本町も数千万単位での納税額をいただけるようになってきたのですが、他県自治体では、また、本県でもそうですけれども、億単位、数十億単位でふるさと納税をいただいている自治体が増えてきております。長生郡では、年間7億、8億の納税額があるんですね。隣の白子町では2億円程度のふるさと納税額が上がっている。そのような現状もあるわけです。

お聞きしますが、今以上に返礼品を増やす取組、見込みはあるのか、御答弁をください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

現在寄付者に対しまして、本町にお越しいただくことでよさを体験し、感じ、知ってもらい、移住定住につなげていきたいといった考えから、体験型の返礼品を充実させる方向で調整を進めているところでございます。

直近で申し上げますと、釣り船とのタイアップに向けて準備を進めているところでございまして、遊漁船組合の御協力の下、ふるさと納税の返礼品として、釣り船乗船券が本年度掲載予定となっております。また、地場産品の返礼品につきましては、引き続き町内事業者の掘り起こしを行ってまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

釣り船の乗船券ということですよ。非常にいいと思いますよ。今、釣りは、コロナの状

況もありまして、釣りのお客が随分増えているという情報も流れていますので、ぜひ早急に、時間かけずに、このような取組を進めていただきたいと思います。

また、前にも言っておりますけれども、あらゆるいろいろな農産物でも何でもまだまだ掘り起こせばたくさんあると思いますので、その辺の返礼品を増やしていただきたいと思います。

先ほど町長から返礼品113種類と言いましたけれども、実際載っているのは89品じゃないですか、両方合わせて。ふるさとチョイスのほうは77、さとふるのほうは12品、うちもう2品しか今、活用していませんよね。89品だと思いますよ。これはしっかり見てもらいたいと思います。

次に、現在は、インターネット方式でのふるさとチョイスや、また、さとふるのポータルサイトで取り組んでいます、さらにこの事業を向上させるためには、現状以外の施策が必要だと思います。

そこで、提案している雑誌等の掲載で納税率を向上させることができないか。雑誌といっても、全てやったら切りがありませんから、女性をターゲットに、「女性セブン」や「女性自身」、または「3分クッキング」や「レタスクラブ」など、返礼品の多くは食べ物が中心になっていることから、どうもこの閲覧は、女性が興味深いところがあると推測しています。

その女性向けの雑誌の掲載により、かなりの納税率向上効果があるという情報もつかんでおります。私もいろいろと調べていたら、雑誌掲載を格安でできる情報をつかみ、担当課には御相談をさせていただきましたが、最初は、町が掲載料負担となりますけれども、この反響が大きく効果があるようなら、提供者も増益とつながるわけですよね、この返礼品が増えるということは。

ですから、次からはこの掲載料をその業者からもいただくような、折半して出資してもらうようなことも考えられると思うんですよ。ほかの業者にも、この掲載によりほかの業者にも、商業者にも販路拡大、増収増益になるような情報提供や、また町にも増収し、額を得る相乗効果にもつながると思いますが、この比較はどうお考えになられたのかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 雑誌の掲載についての御質問でございますが、これまで経費率につきまして、総務省の規定によって50%を超えないようにということで、調整を図りながら進めてきたところでございますが、ここ2年、ふるさと納税の納税額がかなり増えてき

たということで、ようやく広告媒体への掲載に要する経費の捻出ができる状況となってきたところでございます。

私どもといたしましても、多くの方に本町を知っていただき、応援をしていただく。そのための広報活動であるとか、返礼品の充実というものは、車の両輪というふうに捉えておりまして、今後も積極的に推進をしていく考えでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、課長から前向きな御答弁いただきましたが、そのような取組をぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。かなり有効だと思います。

次に、魅力あるまちづくりを推進するためには、町の自力本願では、財政状況から、なかなか前進がさせられないと思っております。先ほど町長も言っていましたけれども、寄付型クラウドファンディングを前に提案しておりますが、なぜその取組ができないのか。その理由をお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えいたします。

寄付型クラウドファンディングでございますが、これまで町といたしましても、このクラウドファンディングで賛同が得られる事業であるのかどうなのか。あるいは、寄付金が目標金額に達成しなかった場合においても、事業を進められるのかといった観点から事業評価をし、整理をしまいったところでございますが、今のところ実施に至っていないのが実情でございます。

そういったことから、現在各課に対しましてクラウドファンディングを活用した事業提起を促しているところでございまして、これを基に、新年度の予算ヒアリングにおいて改めて整理をしまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

それでは、そういうように事業展開を進めて、再度進めてもらえるということによろしいですか。ぜひそのような御提案、御提言もしているわけですから、そのままにしないで、それに向けて、その見込みについてというか、可能性を求めてどんどん進めていただきたいと思うんですよ。

平成31年の3月の議会でも、一般質問でも提案させていただきましたが、魅力あるまちづくりを推進するためには、町の財源ではできないのですから、やれないのですよね。他力本願をいただきながらも前進させていただきたいと、このように前の質問でしているんですよ。

前の質問のときに言ったのは、全国的に知名度のある九十九里浜を売りに、町の大きな大資源である海を生かしたリゾート開発のビジョンを描き、魅力ある九十九里海岸で、より一層皆さんに愛されるドリームビーチの造形で、夏季シーズンと限らず通年型でにぎわうまちづくりを目指すなど、そのコンセプトには、海岸線にヤシの木を植え、そこには電飾、イルミネーションを点灯させたり、ちびっこ広場に遊具の増設をしつつ、その周辺にはやはりヤシの木、パームツリーですけどね。電飾を飾り、片貝県道、この県道を降りていきますと産業道路との十字路の交差点、旧西の下消防機庫の跡地に、あの辺に九十九里タウンと大きなアルファベット、ローマ字の看板、そういうものをつけて、また町の特産品であるハマグリ monumentoを設置し、ハマグリ monumento、分かりますよね、ハマグリの形をした。

なぜハマグリかといいますと、恋人や夫婦などがそこで記念撮影することも考えられるんですよ。なぜハマグリかって言いますと、ハマグリは対になっている貝殻しかぴたり合わないんです。ハマグリ貝というのは。そのようなことから、一生涯1人の人と添い遂げることが出来ますようにとか、赤ちゃんが将来すてきな人と出会えますようにとか、そういうような願掛けに縁起のよいものとされているんですよ。ですから、祝福の場なんかでも提供されることが多いんです。

そこには、やはりヤシの木、電飾なども飾りつけ、南国風を醸し出すような、そういうようなコンセプトで、クラウドファンディングを募ることができないのかお聞きしたいのと、このビジョンを達成させるためには、返礼品の経費がかかるとか、前の質問のときに言っておりましたが、目標額に達成できた寄付型クラウドファンディングというものは、寄付をいただいた方々に、その企画、ビジョン、目的に沿って進めた造形を報告し、それをお礼の品として、返礼品はなしで、お礼とさせていただくものだと思いますが、どうなのかお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

寄付型のクラウドファンディングでございますが、これは支援者からの支援を寄付金として受け入れるものでございますので、基本的には、先生おっしゃるとおり返礼品は発生せずに、寄付者に対して活動報告、それからお礼状をもって代えることが一般的でございます。

また、設定する事業につきましては、被災地への支援であるとか、社会課題への取組、調査研究活動等、公益性の高いプロジェクトが多く、自治体のみならず学校法人など幅広く利用されているところでございます。

町といたしましても、毎年度予算の査定、それからその後に財源充当をしてまいるところでございますが、そういった中で、クラウドファンディングで賛同が得られるものであるかどうか検討しているものの、沖縄の首里城の再建、そこまではいかないものの町民のみならず、国民全体に訴えかけるような魅力のある、あるいは注目を浴びるような事業が見当たらないのが実情でございます。

先生御提案のあるような事業が今後発生いたしましたら、私どもといたしましても、クラウドファンディングの活用に向けて、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

私も、ただ「やれ、やれ」よりは、こういった形を示しているわけですから、ぜひそのような取組を進めていただきたいと思っておりますけれども、ここには担当課だと、産業振興課、まちづくり課になりますかね。その辺はどのように考えられているのか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（内山菊敏君） 3回目です。4回目になっちゃいますので。

（「 1回しかやっていないということだよ、2回でしょ、今、2回目、これが3回目、今の質問で、 再質問、1回しかやっていないんだから、2回、次が3回目」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、道路の面ということでお答えさせていただきます。

先ほど町の産業道路とかというお話がありました。私のほうでも、観光振興を図る上で、道路などの景観統一は大変有意義なものであると考えてはおります。植栽の統一等を図ることにより一体性が生まれることから、景観の改善が見込めるものとも考えております。

しかしながら、産業道路等への高木植栽は見通しを悪化させるなど、交通障害も招く要因ともなり、大変困難なものと考えております。

さらには、植栽場所やその後の管理についても難しい問題があり、実行することは、今のところ困難であると考えているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

古川議員御指摘のモニュメント等を設置して人の集客を図る、こういったことは観光立町をうたっている町にとっては、有効な施策であろうと感じておるところでございます。それを現実化する上でも、財源の確保というところで、こういったクラウドファンディングを募ってやるというのは、有効な手法であると認識はしております。その辺が現実にはできるのかというところは、今後、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、両課長から御答弁いただきましたけれども、まちづくり課長のほうは、管理だとか、そういったことを、後々のことを気にしていたら何もできないですよ。じゃ、もし自然のものを植えるのが駄目だったら、模型でもいいですよ、模型。パームツリーの模型があるんですよ。そういったものも飾りにはなるんです。もし自然のものが、管理が困るとかいうんだったらね。ただし、そういうことはできないわけじゃないですよ。管理しようと思えば管理できるし、そのような形で進めていただきたいと思います。

また、産業振興課のほうですね。ハマグリのモニュメントと言いましたけれども、ちびっこ広場、この遊具も増設しつつということも言っておりますから、それも含めて、魅力あるまちづくりを少しでも前進させていただきたいと思えます。

次に、ホームページの再質問に入ります。

ホームページのトップ画像なんですけど、まず「九十九里町」のこの文字、ここにあるんですけども、この「九十九里町」という表示の文字が小さ過ぎる。全然、この海として迫力感がないというか、もうちょっと墨で書いたみたいなダイナミックな文字に変えて、その脇に映っている波打ち際の画像ですか。あの辺も、もう少し工夫していただいて、見やすさとか、その辺を工夫していただきたいと思います。

今、この質問の御相談に上がったときに、早速スライド画像に、当たり前の日常が忘れられない思い出になる町、このような形で掲載してくれていますよ。非常に格好いいと思いま

す、これ。ただもうちょっと工夫して、手を加えてもらって、そこにはやっぱりローマ字で、今みんなが英語ですから、ローマ字で九十九里タウンと入れてもらうとか。できれば、そこから、その場所から入っていけるような、例えば、海の駅もありますし、サンライズ等々もあるわけですから、そのようなことが入っていけるような形に、せっかくやるんだったらそのような形が取っていただけたらありがたいなと思いますよ。

ホームページのトップ画像なんですけど、今言ったように、文字が小さいこともありますけれども、本町は、海の町とうたうなら、広い大海原の荒波をイメージした大きな草書体で九十九里町としたほうが、迫力感が出ると感じます。

今言ったように、同時にアルファベットも九十九里タウンと大きめにしたほうがいいと思います。

また、そのバック画像の背景に、背景にサーフィンをしている動画画像、例で言いますと、町の動画で「いいべ、九十九里町」というものがありますよね。あの最初に出てくる画像なんかがよいと思います。

それと、海の駅や漁港等の画像も、今言ったように貼り付けたり、ユーチューブ動画で観光名所を貼り付けたりして、そのような形でアクセスアップさせることは考えられませんか。

アクセスアップさせることには、もっと簡単な方法は、SEOというものがあるんですね。検索エンジン対策。これ、SEOというのはサーチ・エンジン・オプティマイゼーションという略ですけども、アクセスアップライジングにそういった依頼をすることもありますが、方法もあるんですけども、これはかなり経費がかさむということもあります。経費はかかりますが、どの選択を選んだらホームページアクセスにつながり、効果的な町の情報発信ができるのか、御答弁をください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、本町のホームページでございますが、総務省が作成しております電子自治体推進指針、これに基づき、障害のある方や高齢者など、全ての人が情報や機能を支障なく利用できるウェブアクセシビリティ、いわゆる情報のバリアフリー化を根幹に、インターネットに慣れていない方にとっても、少ない操作で必要な情報にたどり着けるよう、心がけて作成しております。

平成29年度総務省「地方公共団体ホームページのJIS規格対応状況調査」、これにより

ますと、ウェブアクセシビリティの対応状況では、全国1,832公的機関のうち、上位100位機関に本町は含まれており、問題のあるページが低いことが証明されております。

また、町内外問わず多くの方が活用できるよう、ホームページは、効果的な情報発信の場の一つであると認識をしております。しかしながら、近年、頻発傾向にあります気象災害、それから新型コロナウイルスの感染症など、町民の安全な暮らしに直結する行政情報の的確な伝達が町ホームページにおいて最も重要な役割だと捉えております。

議員御提案の画像などを多く利用した総合トップページによるPR効果と、総務省推進指針のウェブアクセシビリティの両立について検討しながら、新鮮な情報を発信し続け、見る人にとって魅力であることと同時に、時代のニーズに合ったホームページづくりに努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうですね。今、課長言ったように、ウェブアクセシビリティ、これは目の不自由な方々とか、そういった者が音声で送っていけるためにつくると思うんですけども、そこにはそういった動画を載せてしまうと、なかなかそれが進めにくいということがございますので、できたらさっき言ったように、画像、字の大きさ、そういったものは幾らでもいじくれると思うんですよ。動画を載せるんじゃないくて。そういった変化も一つの方法だと思いますので、ぜひこの見やすさ、地域の魅力発信、それにつながるような、またコンテンツ量の数も少ないと思いますから、またそういったところも工夫していただいて、ぜひ魅力的というか、みんながぱっと見て「おおっ」と思うぐらいのホームページ、時代に合った、ニーズに合ったということで、今、課長言ってくれましたので、ぜひそこを進めていただきたいと思います。

次に、片貝海岸や作田海岸にもライブカメラを設置し、津波対策や、先ほど言ったように貝の乱獲で、非常に漁業関係者も困っているわけですよ。そのような有効手段にもなりますし、または、サーファーの波情報を確認できれば、その設置したことにより、かなりアクセスアップにつながると考えますが、その設置費用、先ほど多額な、結構金額がかかると言っておりましたけれども、幾らぐらいかかるのかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、ライブカメラの設置費用でございますけれども、屋内に設置する場合、それから屋

外に設置する場合によりカメラの仕様等が異なりますので、一概に幾らという金額の提示が現在できない状況でございます。しかしながら、現在ありますサンライズ九十九里に設置してあるカメラの設置費用につきましては、82万円ほどで設置をし、そのほかにインターネット使用料が月額1万6,000円、年額にしますと約19万円ほどの経費となっております。

また、ライブカメラの映像ですけれども、個人情報観点から、個人が特定できるような映像は配信できないために、その設置には、最大限の配慮が必要になってくるかと思えます。作田、片貝海岸への設置につきましても、設置場所、それからインターネットをつなぎますので、通信環境の課題がありますので、その辺、有効性と費用対効果について調査をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、現在使っているライブカメラは82万、年間で。屋内、屋外で費用が変わって値段が出ないということですがけれども、あと場所、設置する場所も困っている、どこにしたらいいのかということも問題があると言われておりましたけれども、私が提案したいのは、避難タワーありますよね。避難タワーのところの角、角に設置すれば両海岸、映ると思うんですよ。

もし通信の環境、そういったものを、どこに置くのかということが困るようであれば、海の駅、あの中にも環境のものは置けると思うんですよ。また非常用の、非常食の倉庫もあそこ、ありますよね。ああいう中に入れるとか。そういったことも考えられますから、ぜひこれも前向きに取り組んでいただくと、先ほど町長も言っていましたけれども、アクセスアップというか、アクセスがかなり多い、ライブカメラも。そうすると、そういったところに入ってくると、町全体の情報が今度は見てもらえるという可能性も出てきますから、そのような対策でやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、最後に、九十九里高校との町の関わり方なんですけど、学校側も町の行事に参加したり、ボランティア活動などにも積極的に取り組んでくれております。先ほど教育長からも、現在は、町として、小・中学校での授業や部活動で交流していると。今後、高校が活性化するような、また魅力を増すような取組とは、と言われておりましたけれども、どのような体制ほかに考えられるのか御答弁をください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

きます。

現在、中学校のほうからも、先ほど教育長の答弁以外にも、高校の先生に中学校にお越しいただきまして、実際に授業を進めていただいている。それを実際進めていく中で、高校の授業の一端、これが生徒にも体感できるようにということで、そちらのほうの活動も継続して進めているような状況でございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今、主幹答えてくれたのは、今までのやっている取組ですよ。じゃなくて、ほかに考えられるのかということをお聞きしているんですから、ほかに、さっき教育長が、だって、言ったじゃないですか。活性化するような、魅力を増すような取組を考えていきたいって。そのようなことは何か考えているんですか、ほかにもあるんですかということをお聞きしているんですけども。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） そうしまして、そのほかにもということで、昨年度から部活の交流等も始まったという経緯がございます。今年度も、前回体育館の補修等で、受入れと交流が始まった以外にも、今年度、部活動のほうを、屋内の部活動以外にも幅を広げまして、交流のほうを進めていこうということで考えを進めております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

部活動とかそういうのは、さっき教育長から御答弁があったと思うんですけども、これ以上言ってもほかにないんでしょうから。志願生徒が少ないのは、学校側にも強く意見を言っておりまして、学校側も特色ある魅力を持てる学校づくりや、また、近隣の中学校へのPRと生徒獲得に向け、校長が自ら現時点の段階から、鋭意努力をして進めています。

しかしながら、一番の原因は、交通アクセスが非常に悪いと私は推測します。学校側も、来年度からはバイク通学の制限を緩和し認めることや、大網駅や成東駅からのスクールバスの導入検討もされております。

町も中学校で受験生の進路相談などの際に、地元高校に通うメリットをアピールすることや、また高校生活の様子を校内見学させるなど、高校はすぐ隣ですから、中学校の。歩いて

いける範囲ですから、受験生に高校生活の場をちょっと見てみるかと、そのような見学でもいいと思うんですよ。そういうことができると思うんですけども、そのような取組で、地元唯一の高校を支援し、また町の人口流出を抑えたり、人口増にもつなげる教育、協力体制をお願いいたしまして、もうこれ3回目になってしまう。もう4回目になっちゃいますけれども、質問できませんけれども……まだできますか。そうですか。じゃ、もう1回やらせていただきます。そうですか。

今言ったように、町の人口流出を抑えたり、人口増にもつながることだと思いますけれども、町長はこれ、どういうふうに考えているか。町長から御答弁を最後にいただいて、よろしいですか。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） 先ほど私が答弁しているときに、最初に答弁したことに対して、後ほど教育長から答弁いたさせますからということで、あらかじめ断っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

町長、違うんですよ。これ、町の問題だから町長に聞いているんですよ。町全体の問題なんですよね。こういう人口流出を抑えたりなんかというのは、これは教育委員会じゃないんですよ。だから町長に聞いたんですよ。町長、今、今度は4回目になっちゃうので、できません。いいんですか、町長にお答えいただいて。そのような効果があるんじゃないですかということです。この高校があることによって。いいですよ。町長、そのようなことは前々からお話ししていますから。町長はそのような効果があるということで、前々から言われていますので、そういうようなお心にお変わりがないのかどうかというのを。そうなんでしょう。これ、町全体のことなんですから町長が本当にはこのことは考えなきゃいけないと思うんですよ。この高校があることによって、どれだけの効果が出ているのかということは。いいですよ。町長は御答弁できないんですかね。いただけますか、最後に。いいですよ。そのようなことを積極的に取り組んでいただきたいということを全てに関してお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

(午前11時09分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時56分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

議長のお許しをいただきましたので、令和3年6月定例議会におきまして、一般質問を行います。

いよいよコロナワクチン接種が始まり、高齢者より順番に接種が行われております。医療関係者、役場の職員をはじめボランティアの方、家族の協力など、多くの手により順調に進められております。一日も早い終息のために、心合わせて推進をお願いいたします。

また、九十九里町の書面での申込みと返信については、返信による日にちの決定については、皆様からお褒めをいただいております。九十九里病院はじめ地域の病院での対応の早さもよいと伺っております。引き続きよろしくをお願いいたします。

先人のお知恵に、自分の身を守るためには、まず他人の安全に配慮すべきであるというものがありません。皆の協力でワクチン接種を推進し、多くの方に漏れなく受けていただきたいと思っております。

それでは、皆様のお声を基に順次質問させていただきます。当局の明快な答弁を望みます。

災害対策について、風水害における災害対策の強化について、お伺いをいたします。

先日作成をいただきましたハザードマップにつきましては、町民の手元に届きました。御尽力大変にありがとうございます。風水害におきましては、以前に本町でも大きな被害を受けましたので、その後の防災力強化について、どのように進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、気象防災アドバイザーの取り組みについてお伺いをいたします。現在は、職員が一丸となって被災状況の把握に努められておると思っておりますが、国でも、より専門的な立場の気象防災アドバイザーの設置を進めております。この制度の運用についてお考えをお伺いをいたします。

次に、災害時における避難経路の確保について。何度かほかの議員からも以前より質問をされ、なかなか有効な避難経路の確保が困難であると思いますが、その後の避難経路の状況についてお伺いをいたします。

次に、河川を回避するための自治体間の協力について。本町にも、海までの河川が2本と、農業用にも小さな河川があり、避難するときには、河川をまたいで避難をすることが難しいので、大網白里市、東金市とは連携を取り、経路の確保をお願いしなければならないと思います。この折、自治体間協力の状況をお伺いいたします。

次に、定住促進についてお伺いをいたします。

定住促進の施策のうち、奨学金返還支援による若者の定住促進についてお伺いいたします。現在、若者の多くが返済必要な奨学金の貸付けを利用しており、そのことで働き始めてより返済が始まり、このことから、貯金もできない、結婚を考えると不安の材料になるとの声が上がっております。

そこで、自治体が肩代わり返済の補助金を設け、定住促進につなげていこうとの施策が始まっております。そこには、地元に住居をし、近隣に仕事を持たなければならないなど、ある程度の要件は必要だと思いますが、卒業後、時間をおかず定住してもらえる有効な手段であると思いますので、この点についてのお考えをお伺いいたします。

次に、有害鳥獣被害について。空き家、荒廃地の問題について、まずお伺いいたします。

近年、高齢化と人口減少により、使われなくなり放置された家、空き地等が本町でも多く見受けられます。そこに害獣、ハクビシンやタヌキなどがすみかとする、その家にはもう住めない状況になります。継ぐべき子供や親族が決まらず、相続もうまくつながらないと、誰も管理ができないという状況になります。こういった問題の解決に向けて、町ではどんな対策ができるのか、お伺いをいたします。

最後に、農業者への被害状況についてお伺いをいたします。

高齢化に伴い、後継者の問題など、農業を取り巻く諸問題がある中で、鳥獣被害はますます農業の衰退を招く要因であると考えます。この点について、当局のお考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問は終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の風水害における災害対策の強化についての御質問ですが、本町の風水害の対策については、町地域防災計画に基づき実施しているところでございます。台風の接近等が予測される場合には、数日前から気象情報の収集等を行い、関係部署間での事前協議を実施することで、気象情報発令時において、速やかに配備体制が執れるよう努めております。今後も職員訓練等を実施し、円滑な初動体制の確立を図ってまいります。

2点目の気象防災アドバイザーの取り組みについての御質問ですが、本町では、風水害における災害対策や、住民への避難情報を発令する際には、気象庁等が発表する気象情報を参考としておりますが、詳細な解析を行うには専門的知識が必要となることから、その対応に苦慮しているところでございます。

御質問の気象防災アドバイザーは、気象状況の見通しや防災対策に関して、高い専門知識を有しており、より適切なタイミングで避難情報等の発令が可能になるものと考えられますので、活用について研究してまいります。

3点目の災害時における避難経路の確保についての御質問ですが、津波警報等の発令時には、海岸や河川から遠く離れた内陸部まで、迅速に避難することが第一優先とされているため、避難対象地域から東金方面へ通じる7路線を津波避難道路として指定しております。本年度、津波避難道路のうち、町道の5路線について、住民等が平時から避難道路であることが一目見て認識できるよう、津波避難道路標示板の設置を予定しております。

4点目の河川を回避するための自治体間の協力についての御質問ですが、地震、津波、水害等による大規模災害が発生し、本町のみでは十分な応急措置が実施できない場合に備え、山武郡市の自治体を構成団体とした災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定を締結しております。この協定により、河川の増水による氾濫や津波の遡上により、河川を渡り、本町の避難所等に避難することが困難な場合は、協定市町内の避難場所及び避難施設の利用が可能となっております。

次に、若者の定住促進についての御質問にお答えいたします。

1点目の奨学金返還支援による若者の定住促進についての御質問ですが、大学等の卒業後に、若者が町へ引き続き居住するなど一定の要件を満たした場合、奨学金の返済を自治体が支援することで、若者の移住定住を促進するものとして、平成27年度に国が制度化したものと認識しております。

移住定住の促進は、本町の重要課題でございますので、他の自治体等が実施している事業について、様々な角度から調査研究し、若者をはじめとした移住定住の促進に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣被害についての御質問にお答えいたします。

1点目の空き家・荒廃地の問題についての御質問ですが、空き家・荒廃地につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法により、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるものとされており、また、町環境美化条例においても、適正な状態を保つよう必要な措置を講じなければならないとされているため、住民からの情報提供を基に、現在、所有者へ適正な管理を行うよう指導を行っております。

農地につきましては、実質化された人・農地プランを活用し、中心経営体への集積、集約を進めるほか、環境保全会が行う農地維持活動や農業委員会による農地利用状況調査により、荒廃農地の発生防止に努めております。

2点目の農業者への被害状況についての御質問ですが、カラスやアライグマなど有害鳥獣による農作物への被害が、春の播種期と秋の収穫期を中心に発生しており、令和元年度の被害面積は4.8ha、被害金額は198万1,000円となっております。

以上で、荒木かずみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かずみ君。

○8番（荒木かずみ君） 8番、荒木です。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、災害対策についての再質問をさせていただきます。度々被災する地域、重点的な警戒と、それから早めの避難行動を促してもらいたいというふうに思っておりますが、今どのように対処されているか、お伺いをいたします。

災害といいますのは、災害状況の報告を住民側からメールなどで協力したいというお声もありましたので、その辺どういうふうに動かれているかをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

災害時でございますが、地元住民の御協力、それから情報提供は非常にありがたく、有効な方法と考えております。しかしながら、御自身の身の安全確保が第一優先とされることか

ら、危険箇所へ近づいて写真、そういった状況を送るのは、ちょっと考慮していただければありがたいと、命を第一優先としていただければ、非常にありがたいと思います。

町といたしましては、冠水箇所、河川の水位などの状況確認につきましては、基本的には職員が行っております。必要に応じて、写真、動画撮影、図面の作成などにより、情報共有を図りながら対策を講じております。

いずれにいたしましても、関係機関と連携を密にし、災害対応を迅速に行い、災害対策の強化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

分かりました。現場においては、大変御心配をいただいているということが分かりました。住民さんとしては、いても立ってもいられないという状況になると思うんですけども、家で孤立をしていると、職員が見に来てくれているのかどうかというのがよく分からないようなんですね。被災者側からすれば現状を伝えたいという気持ちも分かりますので、それならば逆に職員から孤立している住民さんに対して、外の様子はこうですよとか、職員が見守っていますよというメッセージを伝える方法をお考えいただきたいなというふうに思います。

また、雨がやんでも冠水が引かないと、これも大変不安になるところです。場所は御存じかと思いますが、本当にいつも冠水をする場所、これを早めの対応と早めの避難と併せて、住民さんへの連絡とかということにも対処していただけるようお願いをいたします。そして、できれば、根本的解決の方法を考えていただきたいというふうに思っております。

次に、気象防災アドバイザーの推進についてですが、これは研究、検討していただけるということで、ぜひ推進をお願いいたします。

次に、河川を回避するための自治体間の協力についてですが、山武都市相互応援に関する協定ですか。この締結後に話し合いはどれぐらいされているのか、定期的に行われているのか。また協定の内容詳細などお伺いできればと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

本町と隣接し、最も要請頻度が高いと見込まれる東金市さんとは、主に利用する避難所についての取決めを覚書でさらに取り交わしております。昨年も東金市と協議を行っており、東金市、九十九里町相互の避難施設において避難者へ提供した備蓄品等の取扱いの見直しを

行ったところでございます。

今後も東金市に限らず、平時から協定市町と定期的に協定内容の確認を実施し、協力体制の強化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

具体的に、できればどれぐらいの規模の協定であって、どういうふうに行われているのか、もう少し詳しく説明いただければというふうに思いますけれども、あと、大網白里市との協定、協力関係は今なかったようですので、後ほどお聞かせください。

それから、次の自治体間協力のところですけれども、真亀・豊海方面では河川をまたいで東金アリーナなどに行くことができないんです。特にうちのほうとかは、東金アリーナ等に行けないので、避難経路として、海から小沼田工業団地までの有料道路に上がるための簡易階段もしくはスロープなどを設置してほしいとの大網白里市の住民より要望が出ているそうですけれども、本町でもそういうものがあれば活用したいというお声もありました。逃げる場所がないんだよというお声がありました。

そこで、大網白里市と協力をして設置が推進できないかどうか、この点についてもお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

真亀地区、丘地区の方が対象になるかと思いますが、津波による避難する際には、2路線の津波避難道路の活用が考えられます。また、議員御質問のとおり、東金方面に通ずる東金九十九里有料道路の活用ですが、これは歩行も可能となっております。しかしながら、車両も通っていることであり、東金九十九里有料道路、歩道がない状態でございますので、非常に安全性が確保できないこと、それから、階段・スロープを設置した場合の管理などに若干のまだ課題があるために、今後、千葉県道路公社、それから警察などと協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません。では、協定内容についてはまた後ほどゆっくり御詳細をお願いいたします。

有料道路の件ですが、ほかの地域でもふだん道路には入れないけれども、本当の緊急のときには何とか入れるようにというような方法もあると思うんですね。本町でも蹴破って入れるというような使い方をしているところもあるので、そういうつくり方ができないかということ、これからまた研究、御検討願えればなというふうに思います。

この件については以上です。

次、定住促進についてお伺いをいたします。

ぜひこの奨学金返還支援という、肩代わり支援というものをぜひ御検討をお願いしたいと思います。そして、その中でも、地元を一度離れた方や卒業してすぐじゃない方、年齢枠なども加味して、この制度の活用について、検討を進めていただくよう求めますが、再度お考えをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

現在、町では、空き家バンク制度や移住定住住宅取得奨励金事業、それから都内へのPR事業、こういったことによりまして、移住定住の促進をしておるところでございます。

御質問でございます奨学金返還支援制度につきましては、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出している現況下において、国を挙げて人口減少克服、地方創生という課題に取り組む中で、平成27年度に奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱が制定されまして、さらに昨年6月には、要件の一部を緩和いたしました奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱が新たに制定されたところでございます。

これにより、町で居住すること、それから、地方版総合戦略に位置づけること、こういったことによって一定の要件を満たした場合に、対象者への奨学金の返還を支援するという仕組みとなっているところでございます。

また、この支援に係る費用でございますが、一部を特別交付税で措置するというふうにしてございまして、県内においても、本年度、1団体が導入したというふうに聞いてございます。しかしながら、この制度でございますが、改正されて間もない制度でございますので、今後の状況を精査した上で、引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

卒業してすぐの方という感じがまだ強いかなというふうに思うんですけども、一度外に出て働いた方でも、この制度が使えたらいいなというふうに思いますので、その辺の見通し、もし分かれば、よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

制度が開始されてまだ間もない制度でございます。県内においても、先ほど申したとおり、1自治体のみがこの制度を活用しているという状況でございますので、状況を見させていただいた中で、研究させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かずみ君。

○8番（荒木かずみ君） 8番、荒木です。

これからつくる制度であればこそ、本町に即した、本町に合った制度を構築してもらいたいというふうに希望するので、ぜひぜひ範囲、年齢枠なども御考慮いただけたらなというふうに思います。

定住促進についてはなかなか決め手がないというか、よい方法が少ないので、今回の肩代わり支援というのは大きな一歩となるように思いますので、ぜひ推進をお願いいたします。

また、職業選択の配慮も含めて、本町に住みたいと思うような取組をお願いしたいと思えます。

最後に、有害鳥獣被害についてお伺いいたします。有害鳥獣被害の対策については、空き家や荒廃地について適正な管理が行われているとは言い難い状況であると思えます。周辺の本町の住民より、被害の報告がたくさん寄せられております。最近では、ハクビシンやアライグマ、タヌキも、人の姿を見ても、逃げることもしないというような状況があるそうです。捕獲器の充実は対症療法であり、根本的な対策の強化に努めなければならないというふうに考えますけれども、こういった意味で、空き家の状況などをお考えの上、この点についてお伺いをいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問に、私からは、空き家の面から回答させていただきます。

まちづくり課では、生物多様性の保全の観点から、特定外来生物に対する捕獲処分を実施しているところでございます。また、空き家への動物の侵入等については、町環境美化条例第16条に規定されている、土地または家屋の所有者等の責務のうち、人の健康または良好な

生活環境を害するおそれがあるものとして、建物の所有者等に対し文書で指導をしているところでございます。

しかしながら、本町の条例で勧告以上の措置を取る場合、建物の倒壊による支障が付近の通行者等に危害を及ぼすおそれがある状態に至っているとの要件が付されていることから、現状では指導以上の対応が困難なものとなっております。

このことから、今後、空き家の所有者等に対し、新たに動物などの侵入防止も含めたチラシなどを作成し、適正な管理や廃屋とならないよう、必要な指導をまいります。

また、廃屋と判断される建物等につきましては、その危険性に応じ、勧告措置命令の対応をまいりたいと考えております。

また、近隣である郡内自治体においても同様の問題を抱えており、本町と同じく有効な対処方法がないと聞いております。引き続き近隣自治体と、問題の共有をし、連携を図りながら、有効な対処方法を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 所有者が管理できないという問題が大きいので、ここを何とかしなければいけないというふうに考えております。農地については、産業振興ではどのように荒廃地を考えておりますでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

荒廃農地に係る部分については、町長答弁にもございましたが、多面的機能支払交付金を活用した環境保全会の農地維持活動を継続するとともに、農地中間管理機構との連携を強化し、引き続き地域の担い手への農地集積を推進し、荒廃農地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

毎回、やはり同じ答えになってしまうので、ちょっと残念なんですけれども、この点、本場に何とかしなければいけないなというふうに考えております。

農業者からの御意見なんですけれども、次、農業者からの被害状況について、再質問させていただきます。

農業者から、具体的には、被害が甚大なトウモロコシ、落花生、スイカ、ブドウなんかをつくるのをやめてしまうというふうに聞いております。被害が出た上に耕作放棄につながってしまう問題もあります。また、荒廃地は次の有害鳥獣のすみかをつくってしまうということになりますので、この問題の解決に向けて、本当に真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。電気柵の補助金の推進など、近隣自治体でも苦慮されて行われておりますけれども、本町にとっては、まず空き家、荒廃地の管理の強化が重要であると思われまます。その中で、罰則等の措置を講じることはできないのか、担当課のお考えをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私から、通常空き家の観点から回答させていただきます。現状では、アライグマ等の特定外来種を要因とした場合、町環境美化条例において、勧告以上の措置を取ることができないことから、罰則の適用はできないものと判断しております。

しかしながら、引き続き近隣自治体や先進自治体の状況を調査し、有効な対処方法について、検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

今お聞き及びのように、なかなか手も足も出ないという状況だと思うんですけれども、何とか被害を食い止めて農業を続けられるように、配慮をお願いしたいというふうに思います。最後、まとめます。

空き家の問題と農業の先行きについては、何度も質問させていただき恐縮ですが、現場の声を皆で共有したいというふうに思います。日本の農業は、地方が支えていると言っても過言ではありません。その中で、イノシシやアライグマなど見たこともないという人に説明をすることは大変に難しいと思います。地方でこれほどまでに被害が広がっているのに、切実な問題です。これに手を打てないでいけば、地方の農業はますます衰退をしてしまうと心配をしております。

これからも情報の共有をしながら、この問題の解決に向けて、調査研究をお願いしたいと思っております。

以上です。

---

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日4日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時30分

令和3年第2回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月4日（金曜日）

## 令和3年第2回九十九里町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和3年6月4日(金) 午前9時33分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

---

#### 出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鶴澤康子君	健康福祉課長	鏝田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
教育委員会 事務局長	木原隆行君	教育委員会 事務局主幹	竹内秀樹君
ガス課長補佐	平井豊君	農業委員会 事務局長	小森克彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠崎 肇 君 書記 大原 真弓 君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時33分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、6月3日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

- 10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

おはようございます。

令和3年6月定例会において質問させていただきます。

高齢者を対象にした新型コロナウイルスワクチン接種が本格的にスタートしました。私たち公明党は、ワクチンの円滑な接種に向けて様々な改善を行政側に要望いたしました。政府は7月末までに高齢者のワクチン接種を終える方針を示しましたが、約15%の自治体は8月以降にずれ込むとしています。本町も同様だと思いますが、九十九里病院の皆様をはじめ、健康福祉課を中心に携わっている職員やスタッフの皆さんが毎日懸命に取り組んでいることに感謝しております。引き続き安全で安心できる体制で迅速な接種をお願いいたします。

それでは質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

1項目めに、SDGsの推進における地球温暖化対策についてお伺いします。

環境省は、2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らまたは地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしております。

千葉県では気候変動への危機意識を県民の皆様と共有し、オール千葉で脱炭素社会の実現を目指すため、令和3年2月、定例県議会において、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言をしました。県内では山武市、四街道市、銚子市など11の自治体が表明しております。このゼ

ロカーボンシティが急増した背景には、近年気象災害が頻発し、今まで経験したことのない記録的な大雨による水害など地球温暖化の影響による危機意識の共有にあると指摘されています。

また、省エネルギー家電や再生可能エネルギーの普及拡大と国の脱炭素に向けた自治体を後押しする動きが、その成果に表れているとも言えます。SDGsの推進においても、このゼロカーボンシティの脱炭素社会へのシフトは、資源循環や都市の新たな交通網の整備など、都市全体の将来像に関わる課題です。

また、住民のライフスタイルという観点からは、地球温暖化対策のために、今できる賢い選択であるクールチョイスとしてのエコスタイルのシフトが期待されています。

そこでお伺いいたします。

1点目に、本町は地球温暖化対策として、低炭素社会を目指すべき姿として取り組んできましたが、早い段階でゼロカーボン宣言へシフトしてもらいたいところです。まずは、目指すべき姿を低炭素社会から脱炭素社会へと前に進めてはどうかと考えますが、本町の脱炭素社会の取組について当局の御見解をお聞かせください。

2点目に、本町が2019年3月に策定した九十九里町地球温暖化対策実行計画は、計画期間を2019年度から2023年度までの5年間となっております。計画の中で、要因別の排出状況は、基準年度である2013年度の二酸化炭素の排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の69.33%、燃料の燃焼が26.28%を占め、公用車のガソリンの使用が4.39%となっております。そして、削減目標は2013年度、平成25年度を基準年として、2023年度の二酸化炭素排出量を18%削減することを目指しますと示されておりましたので、現在の状況と今後の対策をお聞かせください。

2項目めに、成人についてお伺いします。

民法が改正され、2022年4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。世界的にも18歳を成人とする国が多いために、グローバルスタンダードに対応するという側面と、国民投票権や選挙権が18歳に引き下げられ、国政を左右する判断を18歳からできるようになりました。

公法上では、18歳を政治判断のできる大人と見ているということになるので、公的には大人と見るのなら、司法の一般法である民法でも18歳を大人として扱うと改正されたということです。そこで、成年になりますと大人として扱われ様々な責任を持つこととなります。契約のこと、お金、婚姻、取消権など、中でも知らないがゆえの消費トラブルが心配されます。

法が施行されるのは1年後です。将来を見据えて、教育の現場で実践的な消費者教育を行ってはいかがでしょうか。また、成人式について、年齢の引下げを含め、現時点でどのように考えているのか、2点お答えください。

3項目めに、防災対策についてお伺いします。

東日本大震災より10年。あの日に抱いた自然災害への痛憤を呼び起こし、防災への意識を高めるときです。巨大災害が頻発する時代となり、かねてから問題になっていることの一つが、被災者が身を寄せる避難所の在り方です。

昨年、内閣府の検討会は、3.11を機に、2013年に策定した男女共同参画の視点からの防災復興の取組指針の見直しをしました。現行の指針の柱の一つに、女性や子育て家庭の視点を取り入れた避難所運営が明記されていますが、地域によって徹底できていない実態があるからです。

一昨年の台風19号の被災地でも、授乳できる場所がなかったり、生理用品が不足するなどの事態が起きたが、同様のケースはいまだに後を絶たない。指針の趣旨が必ずしも自治体などの対策に反映されていない原因はどこにあるのか、ここで重視すべきは防災対策についての意思決定の場に女性の参加を一段と進めることです。

東京大学の沢村真理教授（当時）らが18年2月に行った調査によると、自治体の防災計画の策定などを行う防災会議に、女性委員が参画する割合が高いほど、生理用品やアレルギー対応食、洋式トイレといった物資の備蓄率が高いことが分かっています。

ただでさえ厳しい環境の避難所であって、女性はもちろん子供や高齢者にまで配慮したきめ細かい備えをする上で、男女共同参画の考え方が欠かせません。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、防災会議の場に女性の参画を高めていき、防災計画の見直しに当たり、その策定の意思決定の場に必ず女性が入り、女性の声を反映していくべきと思います。町防災会議の委員の構成について、女性委員の選出並びに人数をお聞かせください。

2点目に、企業で備蓄している水や食料品は、賞味期限3年から7年程度が定められています。業務が忙しい、担当者の異動などの理由で、備蓄品の買換えの優先度が下がりがねません。

しかし、災害はいつ発生するかも分かりません。もしものときに備えて、備蓄品をリスト化して賞味期限を把握し、適宜買い換える必要があります。非常時に、食べ慣れたものだと少しでも安心につながるため、非常食を定期的に食べながら新しいものに入れ替えるローリ

ングストック法という考え方も広まりつつあります。もしローリングストック法などの備蓄品の消費が難しい場合、備蓄品管理代行サービスなどを利用することで、賞味期限切れを防ぎ、廃棄による食品ロス削減にもつながります。

そのようなことから、本町の防災備蓄倉庫の備蓄品は、どのような管理をされているのか答弁をお願いいたします。

3点目に、地震や大型台風、豪雨といった災害の増加に伴って、停電や断水、生活に影響を与えるような被害も増えています。地震や大雨といった緊急速報を通知してくれるアプリはいろいろありますが、危険を知らされても日頃からの備えがなければ、いざというときの対応は難しいでしょう。

そこで、ふだんから便利に使えて、いざというときのためにしっかり備えられる無料防災アプリの導入についていかがお考えでしょうか。当局の御見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、成人についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めにSDGsの推進における地球温暖化対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の脱炭素社会の取り組みについて町の見解はどの御質問ですが、国際的に温室効果ガス等の排出を要因とした地球温暖化が懸念されたことに伴い、2015年に開催されたCOP21において、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとなるパリ協定が採択されております。その後、国において、2019年にパリ協定に基づく長期戦略が策定され、翌年10月には2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることが宣言されております。

このような背景から、現在、環境省から2050年カーボンニュートラルの実現に向けた各種施策情報が自治体に示され始めたところでございます。

本町といたしましては、既存の地球温暖化対策を実施するとともに、新たな情報に基づき、脱炭素社会の実現に向けた施策の実施について検討してまいります。

2点目の二酸化炭素の排出量を18%削減することを目標としているが、現状と今後の対策

はとの御質問ですが、本町では、2019年3月に九十九里町地球温暖化対策実行計画を策定しております。これは、役場を事業主体として、基準年度の2013年に排出した二酸化炭素の年間排出量の推計値約1,410トンから、2023年度までに18%削減することを目標としております。

現在は、この目標値を上回る34.05%の二酸化炭素排出量の削減を達成しております。

引き続き、SDGsの理念に基づき対策を実施することにより、さらなる二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の町防災会議の委員の構成について、女性委員の選出及び人数はどの御質問ですが、町防災会議委員の構成につきましては、町防災会議条例に基づき、防災関係機関などから各関係機関の長を任命しております。女性委員につきましては、19名の委員のうち2名を任命しております。

2点目の防災備蓄倉庫の管理についての御質問ですが、災害時の物資の備蓄に関する方針に基づき、避難所で必要な水・食料、生活必需品や防災資機材等を備蓄しております。

また、水・食料等、消費期限が設定されている備蓄品については、常に必要数を確保できるよう、期限に余裕を持った入替えを実施しているところでございます。

なお、消費期限の迫った備蓄品は、防災訓練時に参加者へ啓発物資として配布するほか、社会福祉協議会を通じてフードバンクちばへ寄贈するなど、有効活用を図っております。今後も備蓄品の適正な管理に努めてまいります。

3点目の無料防災アプリの導入についての御質問ですが、町ではヤフー株式会社との災害協定に基づき、無料防災アプリのYahoo!防災速報を導入し、災害発災時や発生するおそれがある場合に、防災情報の配信を実施しております。

引き続き、多くの方に御利用していただけるよう、様々な媒体を活用し広く周知してまいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは成人についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、成人年齢が18歳になるため、教育の現場で消費者教育を行ってはどうかとの御質問ですが、現行の中学校学習指導要領では、社会科の公民的分野において消費者教育が明示されております。

また、家庭科での消費生活・環境においても、消費者の基本的な権利と責任について明示されておりますので、学習指導要領の内容に基づき、子供たちの身近な生活に即した消費者教育を適切に進めていきたいと考えております。

2点目の成人式について、年齢の引き下げを含め、どのように考えているのかとの御質問ですが、2022年、令和4年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

仮に、成人式を18歳で開催した場合、受験や就職活動など多忙な時期と重なり、実行委員会や成人式に参加できない方が多く出てくるのが懸念されます。そのため、本町としましては、今までと同様に、年度内に二十歳になられる方を対象として開催する予定でおります。

また、成人式の名称につきましては、今後対象となる方の意見を取り入れながら検討していきたいと考えております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

初めに、地球温暖化対策の脱炭素社会の取り組みについて。

本町は、まだゼロカーボンシティという表明が難しいのでしょうかね。

先ほど町長から、新たな情報に基づき、脱炭素社会の実現に向けた施策の実施について検討していくと言われました。また、この新たな情報とは何でしょうか。そして、その前にも各種施策情報ということも言っていましたけれども、どのような情報なのか答弁をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

現在、国からは5月14日付文書にて、令和3年4月20日に開催された国・地方脱炭素実現会議にて議論された資料として、地域脱炭素ロードマップが示されております。この中では、脱炭素社会を実現するためのキーメッセージや施策の全体像のほか、地域の実現体制の構築

と国の積極支援のメカニズムとして、地域での行政、金融機関、中核企業等が主体的に参画した体制構築の必要性や、国が地域の課題やニーズを吸い上げ、積極的に支援していく必要があることなどが示され、国民が脱炭素行動に動き出しやすい環境づくりや再エネ開発、住宅・建築物インフラの更新については、支援措置に加え、制度改革などによる実効性の確保の必要性等も示されております。

また、脱炭素先行地域からのイメージとして、地域での洋上風力や太陽光などの再エネポテンシャルを最大限活用することなどのほか、本町などでは、既に実施している廃棄物処理の広域化等も示されております。

今後、住民や企業への情報提供を行いつつ、行政で可能となるCO<sub>2</sub>削減対策の推進について、関係各課との連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、町総合計画に掲げる主な取組とも関連づけを行い、計画に掲げている地域再生エネルギーの推進や3R運動の推進など、SDGsに掲げられているエネルギーのクリーン化、気候変動の対策としての事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） いろいろとありがとうございます。ロードマップが多分いっぱいあるんでしょうね。分かりました。

5月26日の参院本会議で改正地球温暖化対策推進法が可決成立しました。改正法には地球温暖化対策の国際枠組み50年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないと明記されました。本町でも、脱炭素社会の実現に向けて、官民で共有し対策を進めていただきたいと思います。そして、そのためにも行政が主体となり、町民に分かりやすい情報提供をお願いいたします。

次に、現状と今後の対策についてですが、2023年度までに二酸化炭素の排出量を18%削減すると言って、というか計画に入っていたのに、既に目標値を上回る34.05%削減されたと町長から答弁いただいて驚いております。その目標が達成した要因は何だったのかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

既に目標が達成されている要因につきましては、公用車の軽自動化などによる燃料の消費

量の削減や、町内各公共施設の照明のLED化の推進が大きなものと考えられます。

また、老朽化が著しく効率が悪くなっていた庁舎空調施設の更新、昼食時間帯の事務室照明の消灯やクールビズの導入も目標達成の一因と考えております。

なお、計画上のCO<sub>2</sub>の排出量の算定には入っておりませんが、地球温暖化対策の観点からCO<sub>2</sub>を吸収すると言われている木材を原料としている紙の使用の抑止をするため、両面使用の推奨やリサイクル倉庫の活用などによつての地球温暖化の抑制に貢献しているものと思われまふ。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

庁舎のLEDになつたつて、全部がLEDになつたのではないですよ。そういうことから少しずつ変わつてきたということですよ。18%という目標が低かつたとも取れまふが、ふだんから心がけて取り組んでいることが達成できたということですよ。分かりました。

しかし、目標を達成したからいいというものではないので、今後の目標を考えているようでしたらお答えください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

既に2023年度までの目標を大きくクリアをしている状況となっておりますが、今後、脱炭素社会の推進と併せ、地球温暖化防止を図るために、実行計画における目標値を既に達成している34.05%を上回る値に見直しを行い、さらなる対策の推進を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

地球温暖化対策をSDGsの推進から、目標7の「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」、目標12の「つくる責任、つかう責任」、さらに目標13の「気候変動に具体的な対策を」などが挙げられます。第5次九十九里町総合計画にも、SDGsの目標が示されておりましたので、目標達成に向けてさらに取り組んでいただきたいと思います。

次に、成人についての消費者教育ですが、先ほど教育長から中学の学習指導要領ですかね、社会科の公民的分野と家庭科での消費者教育や消費生活、環境において明示されていると答

弁いただきましたが、それではこの公民や家庭科の授業は何年生がいつ頃受けているのかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、消費者教育として、社会科の公民分野では、3年生の10月から11月頃に学習のほうをしております。家庭科では教科の特性上、学習内容が生活に関するものとなります。そのため、1年生から3年生までに少しずつ消費者教育に触れる時間が学習のまとまりごとに設定されております。また、消費者教育の主となる内容につきましては、2年生の10月頃に位置づけられております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

1年生から3年生まで家庭科の授業で行っていて、また、公民は3年生が10月から11月ということで詳しく説明していただきました。ありがとうございます。

この消費者教育は本当に重要だと思います。今はインターネットを通じて簡単に契約が締結できる時代であり、ネット上の詐欺や偽メール等が横行しており、正しい情報の選択が難しい状況です。したがって、SNS等のネット利用の利便性と危険性に関する教育も重要と考えられます。このような状況下において、消費者教育を実行することは大変重要だと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、成人式について。

確かに、18歳といえば受験や就職活動の真ただ中でもあるので、大きな負担になると思います。本町としては今までどおりということですので、分かりました。

それでは、成人式の名称、これから検討していくようですが、今のところ教育委員会事務局として考えている案があったら答弁をお願いします。また、18歳、19歳に対する祝賀をどのような形態にするのか、御見解をお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会としましては、現在、二十歳の集いなど、「成人」ではなく「二十歳」という文言を入れたものを考えておりますが、最終的には対象となる方の意見を取り入れながら決

めていきたいと考えております。

続きまして、18歳、19歳に対します祝賀ということでございますが、先ほど教育長答弁でもありましたとおり、二十歳での式典開催を予定しているため、18歳、19歳に対する祝賀につきましては、現時点では考えておりません。

なお、成人になられた皆様に、ホームページ等を利用して、メッセージなどの掲載について現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

教育委員会事務局としては、考えているのが1つあるということですので、それはそれで、さっき言ったように、名称は対象になる方の意見を取り入れると言われていたので、若い人たちの発想を生かしていただきたいと思います。

そして、2023年から、その名称が町の名称になるのですから、そういうことでも最終的には町が決めるべきだと思うんですね。ですので、町長とも相談していただき、よりよい名称をお願いしたいと思います。

18歳、19歳の祝賀というのは考えていないと答弁いただきましたけれども、ホームページでメッセージをとということもありました。メッセージ、いいメッセージを入れてもらいたいと思いますけれども、町独自でまだ考えられることがあったら工夫していただきたいと思いますので、まだちょっと先ですけれども、今から準備をするのも一つだと思いますので、お願いしたいと思います。

成人式のことですが、今年はコロナ禍において、緊急事態宣言が発令されたため、成人式を開催できなかったことがとても残念ですが、仕方ないと思っています。しかし、式典ができなくても、写真撮影ができるように工夫をしたり、時期を変更して成人式を開催した自治体もありました。

本町において、来年もまた何かの都合で開催できなかった場合、成人の皆様の記念に残ることを考えているでしょうか。お答えください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度、成人式のほうが中止になるような場合には、その状況も踏まえまして、二十歳という人生の節目が思い出に残るような代案を実行委員会等と話し合いながら進めていきたい

と考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

新型コロナウイルスの終息が見えない中ですが、来年はにぎやかな成人式が迎えられることを願っております。

それでは、防災対策の防災会議の委員の構成について質問いたします。

先ほど、19名の委員のうち女性委員が2名と言われていたので安心いたしました。1名は多分住民課長だと思いますが、それでは、もう1名の女性委員は、どこの防災関係機関の長なのかお聞かせください。また、防災会議の委員の任期は何年ですか。答弁をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

もう1名の女性委員でございますが、東日本電信株式会社千葉事業部千葉支店長でございます。

また、任期につきましては、指定公共機関または指定地方公共機関の職員及び自主防災組織を構成する者または学識経験者につきましては2年と定められております。そのほかの委員についての任期の定めはございません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。2年ということで、そのほかはないということですので、必ず女性を入れていただきたいと思います。

今年度は地域防災計画の改定をされるようですので、先ほど言いましたように、必ず女性の意見を反映させていただくようお願いいたします。

それでは、地域防災計画とともに、津波ハザードマップの見直しはされるのかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 本町の津波ハザードマップでございますが、作成以降8年が経過しておると思います。町内の建物等の状況も変化していることから、見直す時期に来ているかと思っております。しかしながら、現在千葉県による津波対策工事が施工されており、現在も進

行中でありますので、完成後には浸水区域も大幅に変わることが予想されますので、津波対策の状況を鑑みながら、更新について検討してまいります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 分かりました。8年経過していますよね、確かに。地図上の中でも、今はなく、片貝幼稚園とか、そういう文言も入っていますので、そこを改めるべきだと思いますので、ホームページでは変えることができるんでしょうかね。やっぱり地図をそのまま載せているから変えることはできない。そうですか、分かりました。

津波対策の工事が、今これから始まるということですので、それを見て、ハザードマップの見直しをされるようですので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、防災備蓄倉庫の管理ですが、昨年5月に総務経済常任委員会で備蓄倉庫を点検させていただきましたが、そのときに感じたのが生理用品と紙おむつです。何年も段ボールに入ったまま保管してあるようでした。使用期間が設定されていない生理用品や紙おむつなどの管理はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、消費期限が明確な水、食料等につきましては、入替えサイクルを確立して効率的に管理をしております。

また、日常生活用品等につきましては、使用期限が設定されていないものの、メーカーによる保管の目安が示されておりますので、衛生面、それから劣化等を考慮し、定期的な入替えを行っていきたいと考えております。

なお、入替えを行った際の日用品については、有効活用の方法を関係部署と協議をしております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 定期的な入替えをしてくださるそうですので、安心いたしました。

男性には分からないと思いますが、製造年月日が記されていますし、使用期間は大体3年から5年と聞いております。先ほど課長からも衛生上とありましたので、衛生上定期的の入替えが必要ですので、よろしく願いいたします。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。日本においても、

5人に1人の若者が、金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用している等との結果が出ています。

3月31日に、コロナ禍における女性の貧困に対する支援として、防災備蓄品の生理用品を必要な方に配布する旨を要望させていただいたところ、早速総務課長と社会福祉課長が連携し、社会福祉課窓口とつくも学遊館に設置していただきました。ありがとうございました。これからも、備蓄品の入替えをしたときは、活用できる対応をよろしく願いいたします。

次に、防災アプリについて、非常時だけでなく、ふだんの暮らしで知っておくと安心な知識や外出時に役立つグッズリストが用意されているような九十九里町防災アプリ、このような名前があると便利だなと思っています。

Y a h o o ! 防災速報、これ私もダウンロードしてみましたが、災害情報だけで、災害がないときはあまり情報がないようで、他のアプリと変わらないのかなと思っています。

それでは、災害情報発信に関わるL I N Eの活用について、どう考えているかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

御質問のL I N Eにつきましてでございますが、利用者が多く、情報発信手段といたしましては大変有効であると認識をしております。

現在、町が行っている災害情報ツールといたしましては、登録の必要がなくても災害情報が得られる防災行政無線、エリアメール、Jアラート、Lアラート、そういったものがあり、登録が必要となるくじゅうくり安全・安心メール、フェイスブック、ツイッター、ヤフー防災アプリを用いております。

議員がおっしゃるL I N Eについても、公式L I N Eとして、町が登録後に各自で友だち追加をしていただかないと、情報を受信することができないこととなります。また、災害情報を発信するには、それぞれ単独で情報入力する必要があることから、現段階ではツールを増やすことにより、タイムラグが生じることとなりますので、情報発信ツールの一元化についても検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 善塔です。

確かに、L I N Eは本当に利用者が多いと思います。タイムラインもよく見てくださる人

たちも結構いると思いますので、活用できたらいいと思うんですけども、このくじゅうくり安全・安心メール、これ登録している住民から、すごくいいというか、災害だけじゃなくいろんな情報が発信されるので、とても便利ですというお声を聞いているんですね。

私は、今災害のこと言いましたけれども、いろんなコロナのこととかいろんな情報が入っていて、これをもっともっこの情報を、メールだけじゃなくて、皆さんが知っているといいねというお声も聞いている、さっき言ったようにLINEを見る人、ツイッターを見る人、フェイスブックを見る人、それぞれみんな、それぞれ、両方見る人、全部見る人もいると思うんですけども、それぞれ年齢層も違っていると思うんですね。ですので、情報をリンク、LINEでリンクができれば、より多くの方が情報を共有できると思います。

先ほどの一元化について検討していくということがありましたので、本当に早急に導入を考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は10時35分です。

(午前10時18分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

(13番 谷川優子君 登壇)

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

2021年6月定例議会の一般質問を行います。

1点目は、コロナワクチン接種体制についてお伺いします。

菅政府の諮問機関でもある分科会の尾身会長は、「今のこの状況でオリンピック・パラリンピックを開催する。普通ではない」と発言しています。7割以上の国民もオリンピックの開催には不安を感じ、反対しています。ところが、菅首相は開催に固執していながら、開催による医療負荷やリスクを明らかにしていません。

日本共産党は、安心・迅速なワクチン接種、また、大規模なPCR検査、十分な減収補填のこの三本柱でコロナの封じ込めを提案し、オリンピック・パラリンピックの中止を求めています。

6月16日には会期末を迎えますが、緊急事態宣言の中、引き続きコロナ対策をするように、日本共産党は強く求めています。

政府は、コロナワクチン接種体制について、昨年12月からオンラインで3回行いました。緊急事態宣言が発令された11都道府県の33自治体の7割近くがこの説明に不十分だとのことが報道でありました。

全国知事会、市長会、また町村長会も、国に対して速やかに接種体制の情報の提供、また副反応や優先接種の情報の共有、ワクチンの具体的情報の周知、広報、また国庫補助金と、所要額の乖離が大きいため、地方財政に負担が生じないように、国の責任で設置するよう求めています。

1点目、医師・看護師の医療確保についてお伺いいたします。市町村には、円滑なワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保するとなっています。円滑なワクチン体制はできているのでしょうか。また、医療機関への減収補填についてお伺いいたします。

政府は、新型コロナウイルスの影響により経営が厳しい医療機関へ、第二次補正、第三次補正予算を計上しました。

それらを各医療機関に貸し付ける制度があるようですが、終息の見えないコロナ感染拡大の中、医療現場では大変な経営状況が続いています。医療版の持続化給付金の支給、経営を直接支える支援の要望をしてほしいと思います。町の考えをお聞かせください。また、実施期間についてお伺いいたします。

そして、大項目4では、窓口での今の対応についてお伺いいたします。

また、住民への情報の周知、また、独居高齢者への周知については、関連質問なので一緒に回答をお願いいたします。特に、独居高齢者に対しての周知、また、会場までの移送について十分に周知されているのかお答えください。

大項目2、公共交通会議早期の実現を求め、実証実験計画についてお伺いいたします。

この公共交通問題では、3月議会でも一般質問を行いました。

住民の移動手段の確保は、地域活性化や環境問題でもあります。住民にとって公共交通は喫緊の課題となっています。国土交通省は、平成19年10月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を施行されたところです。平成20年度予算において、同法律を活用し、コミ

ユニティバス、乗合タクシー等の多様な事業に取り組む協議に対し、パッケージで一括支援する支援制度、地域公共交通活性化再生事業を創設いたしました。

お伺いします。公共交通実施計画（案）のタクシー利用助成事業についてお伺いいたします。実施期間1年半となっていますが、何を精査しようとしているのか、具体的にお答えください。

2、500円のタクシー助成についてお伺いいたします。実証実験計画では、月に2回配布される500円のタクシー助成となっています。しかし、既にデマンド乗合タクシーなどを実施している近隣自治体では、200円から300円の個人負担で目的地まで行かれるようになっていきます。住民は安価で安心して移動ができるよう要望しています。行政の回答を求めます。また、利用条件の指定場所についてお伺いいたします。

また、公共交通会議についてお伺いいたします。公共交通の実現に向けて、各専門的な知識、助言も必要だと思います。しかし、一番大切なことは、公共交通を必要としている住民の声ではないかと思います。ぜひ住民の声が反映する公共交通会議にしてほしいと思いますが、町の回答を求めます。

アンケート調査への協力依頼について、対象地区に限定してアンケートを行うとしていますが、町全体が交通過疎地域だと思います。多くの住民の意見を反映させるはずの実証実験が、調査地域を狭めて住民の声が本当に反映するのでしょうか。お答えください。

3番目、補聴器購入の助成についてお伺いいたします。

加齢による難聴は、早い方で30歳代後半から始まり、周波数の高い音から徐々に聞こえなくなるのが一般的だと言われています。ところが、老人性難聴者には、介護保険の適用は身体機能だけです。難聴によって人の会話を避け、認知が進むと言われています。

厚生省によれば、加齢とともに聞こえなくなった人が全体の64%以上を占めている。ところが、国は70デシベル以上の人を聴覚障害者と認定しています。しかし、その数は35万人と言われています。WHO、世界保健機構では、これよりも軽い40デシベル以上の人を聴覚障害としています。世界的には人口の平均の5%が聴覚障害と推定され、日本では2050年には800万人に増加するという予測もされております。介護保険の適用が認められれば、1割の負担で補聴器の購入ができます。補聴器購入に補助を行っている自治体もあります。ぜひ町の支援策を求めます。

再質問は自席で行います。

○議長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の質問にお答えします。

初めに、ワクチン接種体制についての御質問にお答えいたします。

1点目の医師・看護師の確保はできているのかとの御質問ですが、町内の医療提供体制の実情を踏まえ、ワクチン接種を円滑に実施するため、集団接種については九十九里病院に、また、個別接種については九十九里病院を含む町内医療機関に御協力をいただき、必要な実施体制を整備させていただいたところでございます。

なお、集団接種については、65歳以上の高齢者を対象として、5月26日から接種を開始したところであり、個別接種については、各医療機関で6月1日より予約の受付を開始し、順次接種を開始するとのことでございます。

2点目の医療機関への減収補填の対応はどの御質問ですが、新型コロナワクチン接種については、通常の予防接種よりも優遇された全国統一の接種単価が定められておりますので、町では医療機関に対しての減収補填は考えておりません。

3点目の実施期間、令和4年2月までに対応は可能なのかとの御質問ですが、町で行う集団接種については、ワクチン接種を希望された方のうち65歳以上の高齢者を8月末までに、また、64歳以下から16歳以上の方を12月末までに完了することを予定しております。令和4年2月の実施期間終了までは、ワクチン接種を希望しなかった方などを対象に、ワクチン接種を推奨していく予定でございます。

4点目の相談窓口の体制はどの御質問ですが、今年4月1日から町のコールセンターを開設しており、多様な問合せに対応しているところでございます。ただし、医療に係る専門的な相談については、かかりつけ医や国、県などの相談窓口を御案内しております。

5点目のワクチンに関する住民への情報の周知方法はどの御質問ですが、ワクチン接種の概要については、広報誌の4月・5月号でお知らせし、高齢者の集団接種開始等については、広報6月号や町ホームページのほか、防災行政無線、安全・安心メール等で周知しております。

6点目の独居高齢者への周知はどのようにしているのかとの御質問ですが、民生委員及びケアマネジャーに御協力いただき、独居高齢者世帯に限らず、担当されている地域の高齢者に対し、ワクチン接種の申込み手続等に関する支援をお願いしております。

次に、公共交通実証実験（タクシー利用助成事業）実施計画（案）についての御質問にお

答えします。

1点目の実施期間1年半でどのような精査をするのかとの御質問ですが、町では本年10月から令和5年3月までの1年半、公共交通空白地域の一部で高齢者を対象としタクシー料金の一部を助成する実証実験を計画しており、今後、対象地域や年齢要件などの詳細について、公共交通会議において協議してまいります。

また、今回の実証実験では3つの目的があり、1つ目は、公共交通空白地における住民の移動支援と生活の質の向上、2つ目は、路線バス等既存の公共交通の利用促進に向けたフィーダー交通としての有効性の検証、3つ目として、タクシー利用助成の有効性と課題の検証としております。

このような目的の下、1年半の実証実験を通じて、季節に応じた利用場所などの統計的な情報を得た上で、本町に合った移動手段の確保に向け事業を進めてまいります。

2点目の500円のタクシー助成で何を検証するのかとの御質問ですが、タクシー料金は初乗り料金と迎車料金や移動距離などの加算額によって運賃が算出される仕組みとなっております。

今回の実証実験を予定している作田丘地区で生活必需品の買い出しを想定した場合、最も近い山武市の商業施設までの運賃はおおむね1,000円程度となることから、この2分の1を賄える額として、助成額500円を設定しております。

また、利用者のニーズは、買物のほか通院や公共施設、友人宅への移動など様々であると承知しております。実証実験のアンケート調査結果などにより、移動目的や料金などを捉え、適切な助成額などの検証を行ってまいります。

3点目の利用条件の指定場所についての理由はどの御質問ですが、今回の実証実験は作田丘地区を対象として行う予定であり、利用条件は基本的に移動範囲を町内に限定するものがあります。作田地区の近隣に地域住民が利用する山武市の商業施設がございますので、例外的に町外を指定箇所として設定させていただいております。今後の公共交通会議において、利用条件等について改めて意見を伺い、改善を加えながら事業を進めてまいりたいと考えております。

4点目の公共交通会議委員の住民参加についての御質問ですが、公共交通会議の委員は、役場内にとどまらず、国や県さらには公共交通事業者を構成員として、皆様から御意見を伺ってまいりました。本年度からは、新たに住民代表者として、公共交通空白地域の自治区長に御参加いただくほか、大学で交通環境の研究をされている教授にも御参加いただき、住民

目線や専門的な知見から御意見を伺うことといたしました。

5点目のアンケート調査への協力依頼についての御質問ですが、アンケート調査は、実証実験の利用者もしくは実証実験対象地区の町民を対象として、本年度末に実施する予定でございます。また、アンケート項目につきましては、利用年月日、料金、利用区間など、公共交通会議にて調査項目を検討してまいります。

次に、難聴者への町の支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の障害者自立支援機器の活用についての御質問ですが、障害者が自立した生活を送る上で、補装具や福祉用具等は欠かせないものとなっております。町では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体障害者へ補装具や日常生活用具を支給しております。

なお、補聴器の購入については、医師等の意見を基に、補装具費により費用の9割を助成しております。今後も、障害者の日常生活等を支援するため、障害福祉サービスの周知などに努めてまいります。

2点目の高齢化社会で難聴者への町の支援策はどの御質問ですが、身体能力が低下し、日常生活に様々な支障が生じている要介護状態等の高齢者に対しましては、介護保険制度により福祉用具の給付を実施しております。しかしながら、高齢難聴者の補聴器助成については、介護保険制度の給付対象とはされておられません。今後、給付対象とならない高齢者に対する補聴器の購入補助等の実施について、先進事例の検証や必要な財源など、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 医師・看護師の確保について、再質問をさせていただきます。

ワクチンについては、コロナ感染症も未解明の部分が大変多いと言われております。現場では副作用の対応も重要だと、必要だと思いますが、対策はどのようにされようとしているのかお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

本町で現在接種を行っている新型コロナワクチンはファイザー社のワクチンであり、接種後の副反応といたしまして、これまでに認められている副反応は、注射した部分の痛み、疲

劣、筋肉や関節の痛み等が報告されております。こうした状況の大部分は、接種後数日以内に回復しておりますが、2回目の接種では、発熱や倦怠感が顕著に出現するとの報告があります。

接種後体調不良となった場合の相談先として、接種券の通知の際や接種日時の案内及び接種後、接種会場にて、かかりつけ医または土日、祝日を含む24時間対応の千葉県新型コロナワクチン副反応専用窓口等の連絡先などを記載したチラシを配布するとともに、ホームページ、広報においても周知を図っております。

また、副反応対策として、接種後は医療スタッフが常駐する部屋に15分間待機していただき、仮にアナフィラキシーの症状が現れた場合においては、会場内にいる医師、看護師等による応急処置が行える体制が整えられております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

専門家の意見では、ワクチンの安全性だけでなく、やはり接種がどう行われるかにも影響されると言われています。落ち着いた雰囲気の中で接種が進められる環境を整備する。そういったことや、また丁寧な説明、不安を感じたときは相談できる体制を本当にこの今の医療スタッフでできているのか、また、医師会等を含めた連携はどのようになっているのかお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

集団接種会場においては、九十九里病院で実施しておりますが、時間指定での接種を実施していることから、会場内では混雑することがないように御案内しております。

また、受付では、町職員による事前の申請書の確認を行うことにより、接種前に看護師による余裕を持った問診ができるよう、相談体制を九十九里病院とともに対応しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、今の医師、看護師の体制で十分だというふうに考えていいということでしょうか。いろいろ直接知り合いのお医者さんに聞くと、筋肉注射だからなかなか慣れてなくて、看護師がなかなか打つのが嫌だと、直角に打って、筋肉注射だから。

そういった話もあるんですけれども、そういう体制はどうなっているのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 3回目になりますので、ほかの質問に変えてください。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 医療機関への減収補填について再質問をいたします。

ワクチン接種については、国の負担によって全国统一の単価で行われるようではありますが、接種費用には事務費が180円含まれていると。市町村が接種会場において集団的に接種を実施する場合に必要な接種費用についても、医療従事者や誘導のための人員あるいは接種会場での確保、接種に要する器具等の確保、その経費が今現在2,070円という、1回2,070円を上限として、負担を国がすることになっていると思うんですけれども、新たな業務負担、人的負担、物的負担が発生するとして、日本医師会でも適切な接種費用また手数料の設定を国に求めているようではありますが、町はどのようにつかんでいるのか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

新型コロナワクチンの接種については、厚生労働大臣の指示に基づきまして、全額国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても全国统一の単価とし、接種の1回目、2回目とも予診費用、事務費、接種費用として共通の2,070円としておりましたが、国によるワクチン接種の新たな支援策として、これまで講じておりました接種費用に、1回の接種で時間外で730円、休診日の接種で230円を加算すること、また、支援の対象になるには回数や期間などの各要件がございますが、診療所で週100回以上接種で1回につき2,000円、週150回以上の接種で1回の接種に3,000円の上乗せ、医療機関が1日50回以上の接種で1日10万円の定額交付、病院が1日50回以上の接種で1日10万円の定額交付に、医師1時間当たり7,550円、看護師2,760円等を加算する等、多くの医療機関への支援策が国より示されたところでございます。

町の実施する医療機関に対しましては、国の追加財政支援策等の情報を提供し、新たな支援策を踏まえた上で、接種計画をお願いしたところでございます。

町といたしましては、接種の実施体制の確保に必要な経費について周知し、国、県の補助事業を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これに関して、また再々質問をさせていただきます。

町村会も国に対して国庫補助金と所要額の乖離を埋めるために、地方財政に負担が生じないようにというふうに、国も町村会の自治体の各首長のそういった要望も聞いて、内容も変わったと思います。しかし、実際やってみると、事実このとおりにいかない可能性もあると思うんです。そうしたときに、きちんと国が財政的支援をするようにということを、自治体としても求めてほしいと思いますけれども、これはできれば町長のほうから回答をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 今の御要望でございますが、県の町村会等を通しましても、国の厚労省へ対しての要望ということで要望活動を実施したところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 実施期間まで対応は可能なのかという再質問をさせていただきます。ワクチン接種の計画を具体的にお答えいただきたいと思います。一日に行う接種回数はどうなっているのか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

本町の医療機関での接種体制を御説明いたしますと、集団接種につきましては、九十九里病院で実施し、65歳以上の高齢者は高齢を考慮し、一日最大120名の接種を予定しており、64歳以下から16歳以上の実施の際は接種枠を拡充し、一日最大180人を予定しておりますので、65歳以上は8月末まで、64歳以下から16歳以上の方は12月末までには必ず完了する予定となっております。

また、町内の医療機関による個別接種につきましては、高橋医院、古川クリニック、まさきクリニックでお願いしてございまして、1週間に200人の接種を行っていくと聞いておりますので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 3クリニックで200人ということですかね。ちょっと数が大変じゃないかと思うんですけれども、とにかくそれに向けて迅速な対応をお願いいたします。

次に、4点目の相談窓口の体制なんですけれども、65歳以上の高齢者集団接種が今もう始まっています。コールセンターの対応状況は、今分かっているだけでもお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） コールセンターの相談窓口につきましては、午前9時から午後4時半までの受付を行っております。3回線による電話受付でございますので、多少電話がつながりにくいというお声もお聞きすることがございますが、たまたま3回線が塞がった状態であって、1日を平均しますと、つながりやすい、つながるといことは確認が取れておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） ワクチンに関する住民への情報周知あるいは独居高齢者への周知について、これは関連質問なのでさせていただきます。

地域によっては、防災無線の戸別受信機が入りづらいと。そして、町からの情報がなかなか伝わらないと。高齢者はパソコンだとかスマホを活用というのは大変難しいということがあります。そうした住民への周知、特に高齢者への周知や対応は、先ほどお答えいただいたんですけれども、実際私のところに相談に見えた、相談された住民は、戸別受信機がもともと入らないと。それで、戸別受信機を、もう入らないんだからしょうがないということで、町のほうに返したと。そういった人たちに、かといってホームページだとかパソコンを使っているわけじゃない高齢者が、そういった高齢者の移送の問題や何か十分に伝わっていないところもあるんですけれども、そういったところはつかんでいるのかどうなのか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 先ほど町長の答弁にございましたとおり、高齢者のワクチン接種の周知につきましては、民生委員の方々に地域の独居世帯、高齢者世帯に限らず、担当されている地域の高齢者に御説明、御支援をお願いしたところでございます。

また、介護、障害のケアマネジャーに対しましても、担当する接種に関する支援をお願いし、全ての御利用者に対応ができていると確認が取れております。なお、65歳以上の方には接種希望調査を実施済みではございますが、調査の未回答者には、再度郵送による御案内を申し上げるとともに、接種希望なしと回答いただいた方であっても、国の接種期限である令和4年2月末までは接種希望を受け付けることとしております。

なお、送迎につきましては、社会福祉協議会へ委託をしまして、毎週月曜日、水曜日、金曜日、週3日の送迎を予定しておりまして、申込みがあり次第対応させていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今回、大規模なワクチン接種、経験とすれば町としても初めてのことでと思うんです。町職員の方も終息するまでは大変御苦勞をおかけすると思いますけれども、住民の命と健康を守るという立場に立ってやっていただきたいと思います。

次、公共交通実証実験について、再質問をさせていただきます。

大都市では、バスの運行も現実的であると思いますけれども、私も選挙公約として、タクシーなど小回りが利く、そういったデマンドタクシーや何かが必要じゃないかということを経験に掲げてまいりました。

また、ワークショップで住民の声を今まで取っていると思うんですけれども、今回そういった声を実際、実証実験の中でどういうふうにかかされているのかなど。ただいたずらに時間を延ばされても困るので、それをお答え願いたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

実証実験についての御質問でございますが、今回の実証実験において、まず対象地区について作田地区といたしましたのは、令和元年12月の乗合タクシーの運行を求める陳情がございました。さらに、令和2年2月には議会に対して請願書の提出がされたこと、それから総合計画を策定するに当たって実施をいたしましたアンケート調査においても、公共交通を求める声が一番大きかったことによるものでございまして、また、実証実験においては、バス事業者をはじめ、公共交通に与える影響を、事業を委託する予定でございますタクシー事業者の受入れ体制等も考慮する必要があります。

したがって、こういった形の中において公共交通事業者、それから公共交通の空白地帯にある自治体長などが参加する公共交通会議の中で検討してきたところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 地域公共交通会議の根拠の法規は、道路運送法に基づいたものだと思います。乗合バスやタクシーなど、つまり道路上で自動車を用いて運賃を得て運送サービスを提供するものが協議会の対象となっているとなっています。また、法定協議会は、法的根拠は地域公共交通活性化法であったり、またバスやタクシーだけでなく、鉄道、旅客船、全ての交通を対象にこの法定協議会はそのような根拠になっていると思うんです。いわゆる二法協議会というんですかね。

法定協議会を活用することで、交通事業者をはじめ様々な関係者を巻き込んで取組を行うことができるようになってはいますが、法定協議会の持ち方、今は任意の法定協議会になっていると思うんですけれども、それに関してどうでしょうか。任意の協議会ではなくて法定協議会ということ、そういったこともお考えになっているのか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 法定協議会の設置についてでございますが、公共交通会議の委員には、国、県、公共交通事業者、住民の代表、学識経験者、それから関係各課の課長によって構成されているものでございます。これを地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる活性化法に基づく法定協議会を設置する場合には、現在の構成メンバーに加えて、県道、町道の道路管理者や、関係する公安委員会、つまりは地元の警察署の参画が求められるものでございます。

また、法定協議会を設置した場合には、様々な関係者の声を効率的に集められるといったメリット、それから、国からも計画策定に要する経費などの支援もございますので、私ども町といたしましても、法定協議会の設置に向けまして前向きに検討する予定でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 4番目の公共交通会議委員の住民参加についてお伺いいたします。

公共交通は、まちづくりの基本となっています。もちろん専門家の意見も大事だと思いますが、やはりそこに住んでいる住民が主体となったまちづくりが必要だと思います。

法定協議会の設置について、具体的にそういった計画があるのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

先ほども法定協議会の設置について前向きにということで、御答弁させていただいたところでございますが、また法定協議会を立ち上げることによりまして、地域公共交通計画を策定するための経費、これに対して2分の1の補助を受けることができます。仮に法定協議会を立ち上げるとした場合、こういった補助を受けるためにも実証実験によってしっかりと基盤をつくった上で、さらに国の予算スケジュール等も照らしながら計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 法定協議会の設置のお答えをいただいたんですけども、東金市などでは法定協議会を設置していて、例えば東金市の公共交通の財源の内訳を聞くと、乗合タクシー3台分が2,100万、国からの特別交付金が300万、受益者負担が520万と。

これ以外に法定協議会を設置すると、実証運行で2分の1の、あるいはそういった政令都市が設置する場合、協議会の取り組む事業費が3分の1の補助があるようなので、なるべく一日も早い法定協議会の設置をお願いいたします。

次は、アンケート調査の依頼について再質問をさせていただきます。

九十九里は、もう先ほどから言っているように、町全体が交通過疎地域だと思うんです。多くの意見が反映されるべきがこの実証実験のそもそもの目的だと思うんですけども、なぜ調査区域を狭めてアンケートを取ったりするのか、全体的な住民から取るということ、声を聞いて反映させるということは考えているのかどうか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） アンケート調査についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員が御指摘をされたとおり、公共交通会議の委員の皆様方の中からも同様の意見を伺っているところでございまして、私どもはそれを受けてタクシーの事業者と調整を進めているところでございます。

現時点においての案といたしましては、当初予定しておった作田地区、これに加えて、真亀丘地区も対象に加えるといったことを想定してございます。これによって、対象人数でございまして、4月1日現在で173人から104人を加えた277人まで増加することとなりますので、今後こういったプランを公共交通会議に提案した中で協議を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 真亀地区の住民まで広げたと。しかし、277人に増やしたといっても、これ全体の何%なのか、277人が。やっぱりこういったことじゃなくて、全体の意見を聞いて、そして協議会の中で実現に向けた具体的な計画を示してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

今回、対象地域も含めまして、本町に合った移動手段、そういったことにつきましては、今後公共交通会議において検討を進める考えでございますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、難聴者への町の支援策についてお伺いいたします。

難聴に対して日本の基準は大変厳しいようです。障害と認定されれば公的補助が受けられると思いますけれども、世界では先ほど言ったように、40デシベルになるともう障害というふうに、いわゆるWHO、世界保健機構で障害とされていると。

先ほど言ったように、介護保険は国の制度なんですけれども、この高齢者の難聴に対して補助をしている自治体もあります。例えば購入したときに、3万から5万とか、自治体によって違うんですけれども、やはりそういった姿勢が町にも必要だと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

健康福祉課といたしましては、国の認知症施策推進総合戦略に認知症の発症の危険因子として、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙とともに、難聴が挙げられており、難聴が認知症の発症を高める危険因子であることは承知しております。

また、認知症の発症予防といたしましては、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動などの取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、引き続きまして、通いの場の充実、介護予防体操教室の開催の取組を進めてまいりたいと考えております。

今後、町といたしまして、高齢の難聴者に補聴器具購入の補助を行うことは、高齢者の生活支援ニーズが多様化する中、慎重に検討する必要があると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 最後なので、まとめさせていただきます。

自治法では自治体の責務は住民の福祉の向上と、このように規定されて、それが基本だとされています。まさに、高齢者の問題は福祉の向上に直結します。住民の立場に立った行政を強く求めて、一般質問を終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時23分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時53分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、浅岡厚君。

（7番 浅岡 厚君 登壇）

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

議長の御了解をいただきましたので、通告のとおり一般質問をいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、全国各地に拡大防止のための緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されている状況において、差し当たって喫緊の課題は、ワクチン接種などのコロナ対策と認識しております。しかしながら、中長期の将来にわたる町の在り方を、時代のニーズに合わせて計画していくことも、遅れを許されない重要なものと私は考えております。

国では、国土強靱化の基本的な考え方として、近年、気象変動の影響により、気象災害は激甚化、頻発化し、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、都市直下型地震などの大規模地震の発生も切迫している。

また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理、更新を確実に実施する必要がある。いまだ、予防保全型のメンテナンスサイクルは確立されておらず、適切に対応しなければ、中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず、我が国の行政、社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

このような国家の危機に打ち勝ち、国民の生命、財産を守り、国家、社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化、進化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要がある。また、防災・減災、国土強靱化の取組をより効果的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用が不可欠である。

現在、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、平成30年12月14日に閣議決定を

定め、特に緊急に実施すべき施策について、取組を集中的に実施しており、3か年緊急対策において措置することとされた各項目については、おおむね施策目標の達成が見込まれることであるが、上記の課題についての備えは、いまだ十分ではない。

このため、国土強靱化基本計画、平成26年6月3日閣議決定に基づき、そのプログラムの重点化の観点から、全45のプログラムから選定された15の重点化すべきプログラムの取組の推進を図ることを基本としつつ、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化の推進の各分野について、取組のさらなる加速化、進化を図ることとし、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとする。

なお、本対策の実施に当たっては、2050年までのカーボンニュートラルの実現に資するとともに、災害リスクの高い土地の利用制限などのソフト対策とハード対策とが一体となった総合的な対策を行うものとし、省庁連携等を通じ、行政が効率的に実施することはもとより、自助、共助、公助を適切に組み合わせ、官民が適切に連携、役割分担しながら取り組むこととするとしています。

そこで、国の推進する国土強靱化に対する町の対応についてお聞きいたします。

平成26年策定の国土強靱化基本計画に対し、町はどのように対応したのか。そして、平成30年に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対し、町はどのように対応してきたのか。また、令和7年度までに防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に、町はどのように対応していくのかお答えください。

国では、目的を達成するため、重点的に取り組むべき対策として、さきに述べた3つの重要項目を挙げています。町では、この3つの項目の指針に対し、これからどのように推し進めていくのかお聞かせください。

1つ目、激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策について、2点。

人命・財産の被害を防止または被害を最小限にするための対策及び災害に対し交通ネットワーク及びライフラインを維持し、町民経済と生活を支えるための対策を町はどのように考えているのかお聞かせください。

2つ目、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策について、3点。

水門などの河川管理施設の老朽化対策、道路の舗装や附帯設備など、機能維持のための老朽化対策、港湾の対災害性強化を含めた老朽化対策、老朽化した公営住宅の建て替えによる

防災・減災対策と農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策及び小中学校施設の老朽化対策について、町はどのように考え、対応していくのかお答えください。

3つ目、国土強靱化に関する施策を効果的に進めるため、デジタル化等の推進について。

防災・減災など国土強靱化を担う建設業の担い手不足解消に向けた担い手確保のための対策、また、災害発生時の被害状況等の把握及び情報の入手や情報の公開など、情報共有のための対策をどのように町は考えているのかお答えください。

以上、御回答のほどよろしく申し上げます。なお、再質問につきましては自席にて行いません。

○議 長（内山菊敏君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の質問にお答えいたします。

なお、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策についてのうち、小中学校施設の老朽化対策はの御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

それでは、初めに国の推進する国土強靱化に対する町の対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の国の国土強靱化基本計画に対し町はどのように対応してきたのかとの御質問ですが、国においては平成26年に同計画が策定され、その国の指針を受け、千葉県では平成29年に千葉県国土強靱化地域計画を策定いたしました。町は、国、県の指針と過去の自然災害の教訓を踏まえ、本年度中に九十九里町国土強靱化地域計画を策定すべく準備を進めているところでございます。

2点目の国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に町はどのように対応してきたのかとの御質問ですが、各省庁よりそれぞれ補助対象となる事業等が示されておりますので、活用できる事業について対応させていただいたところでございます。

3点目の国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に町はどのように対応していくのかとの御質問ですが、国は、国土強靱化基本計画に基づく取組について、令和3年度から令和7年度の5年間で、さらに重点的かつ集中的に対策を講じることとし、5か年加速化対策を策定いたしました。町では、本年度策定する九十九里町国土強靱化地域計画に取り入れながら、活用できる対策を模索し、強靱な国土づくりに取り組んでまいります。

次に、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の人命・財産の被害を防止・最小化するための対策はどの御質問ですが、啓発活動や過去の災害教訓の伝承により、町民の防災意識の向上や学校等における防災教育の推進、防災訓練の充実を図るとともに、家庭での災害の備えや旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化などを促進してまいりたいと考えております。

2点目の交通ネットワーク・ライフラインを維持し、町民経済・生活を支えるための対策はどの御質問ですが、千葉県をはじめ、災害時応援協定締結団体、民間企業と物資の確保、調達及び輸配送についての連携を図り、生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料などを確保してまいります。

次に、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の河川管理施設・道路・港湾の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建て替えによる防災・減災対策はどの御質問ですが、河川管理施設については、河川を管理している千葉県山武土木事務所に対し、水害による被害を最小限にするため、水門などの適正管理をお願いしているところでございます。

県道についても、防災上重要な道路などの老朽化対策の促進について、県道を管理している千葉県山武土木事務所に働きかけてまいります。

また、町道については、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用した舗装補修事業、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用した橋梁補修事業等を継続して実施してまいります。

漁港につきましては、今年度も航路、泊地の安全性を確保できるよう、維持管理や補修等の工事を進めており、漁港機能維持に努めていると管理者である千葉県より伺っております。引き続き、漁港施設の機能強化とさらなる老朽化対策が図られるよう、県に働きかけてまいります。

町営住宅につきましては、昭和55年度に公営住宅法に基づき整備したもので、41年が経過しており、経年以上に老朽化が進んでいる状況でございます。

今後は、建物としての耐用年限が残り4年余りとなることから、住民ニーズや県内の公営住宅の現状等を分析し、建て替えや用途廃止による家賃補助などを検討し、必要に応じて国土強靱化などの計画に組み入れながら事業を進めてまいります。

2点目の農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策はとの御質問ですが、町で管理する農業水利施設は、昨年7月に個別施設計画を策定し、中長期的な活用に向けた施設管理の方針を定めております。

なお、本年度中に策定を予定している国土強靱化地域計画においても、農業水利施設等の老朽化に関する事項を盛り込み、災害対策に努めてまいります。

次に、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進についての御質問にお答えいたします。

1点目の防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策はとの御質問ですが、建設業は災害発生時、迅速なライフラインの復旧等、強いまちづくりを推進するに当たり、必要不可欠な業種と捉えております。引き続き災害協定による応援協力体制を維持してまいります。

2点目の発災時の被害状況等の把握及び情報共有の為の対策はとの御質問ですが、本町では災害対応を的確に実施するため、県及び町防災システムの適正管理や防災行政無線などの情報伝達機能の強化を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、今年度策定する九十九里町国土強靱化地域計画において、事前に備えるべき目標を設定し、対策を計画的に推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、浅岡厚議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議 長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 浅岡厚議員からの御質問のうち、私からは予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策についての御質問にお答えいたします。

3点目の小中学校施設の老朽化対策はとの御質問ですが、学校施設の老朽化対策に伴う長寿命化改修の実施に当たっては、本町の国土強靱化地域計画に位置づけることにより、国からの交付金を活用する場合は、重点配分や優先採択等、一定程度の配慮がなされることとなっております。

国では、令和10年度までに築45年以上の学校施設について、老朽化対策を支援する計画であり、本町では中学校が対象施設であると考えられます。

子供たちのさらなる教育環境の向上、地域の防災拠点としての安全性への対応など、様々

な課題に今後どのように対応していくのか検討を行った上で老朽化対策を進めてまいります。

以上で、浅岡厚議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。御答弁ありがとうございました。

各小項目について個別に再質問いたします。

国の推進する国土強靱化に対する町の対応について、国の国土強靱化基本計画、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対し、活用できる対策については対応してきたということでしょうか。

それでは、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に町はどのように対応していくかについて質問いたします。

九十九里町国土強靱化地域計画を今年度中に策定するということですが、この策定をするということを決めた時期、またどのように進めていくのか及び現在の進捗状況をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

町の国土強靱化地域計画の策定につきましては、令和2年度に県内の先進市町の施策方法を調査いたしまして、令和3年度、今年度に費用をかけずに国の示す国土強靱化地域計画策定ガイドラインを基として、リスクシナリオの洗い出しなど、各関係部署と連携し、素案を作成することとしております。また、より実現性の高い計画とするため、有識者による御指導も仰ぎたく、国土強靱化地域計画策定委員会なるものを立ち上げる予定でおります。

現在の進捗状況でございますが、素案の作成が間もなく終了いたしますので、今後は関係各部署と協議を重ね、年内に委員会を開催し意見をいただき、その後、パブリックコメントを経て、再度委員会にお諮りし、年度末までに策定したいと考えております。

なお、関係する費用につきましては、今後、補正予算にて計上させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 策定を決めた時期というのが答えがなかったんですけれども、これから委員会を立ち上げるというようなことでありますけれども、ただ、本来であれば、国のホームページのほうには、今年の3月にはもう掲載されていたわけですから、本年度の当初予

算に入れてやっていくべきことだったのではないかと思います。

再々質問なんですけれども、全部の答弁を聞いてから再々質問したいと思っておりますけれども、よろしいですか、議長。

○議長（内山菊敏君） はい。

○7番（浅岡 厚君） 続きまして、激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策について、そのうち、人命・財産の被害を防止、最小化するための対策について再質問いたします。

国は50の対策を上げています。その中で、本町に適合する何項目かについて再質問させていただきます。

河川の流域治水対策も取り上げられておりますけれども、河道掘削、堤防整備、堤防強化が国のほうで上げられておりますけれども、町の対応はどのようになっていますでしょうか。

また、農業水利施設の流域治水対策も国のほうで上げられております。その中には、洪水機能強化のための既存水利施設の補修、更新、農村地域の排水対策のための施設整備が上げられております。この対象となる中で、洪水、冠水被害のある農業水利は本町にありますでしょうか。お答えください。

また、漁港施設の耐震、対津波、高潮対策、これも上げられております。片貝漁港の津波対策、電源確保対策、漁港施設の長寿命化対策はどのようにお考えになっていますでしょうか。

また、公立社会体育施設の耐震化についてもお聞きしたいと思います。地震による倒壊から地域住民を守る対策をするように国のほうから出ておりますけれども、本町において対象の施設はどのようなものがありますでしょうか。

続いて、公立小・中学校の防災機能強化対策、この中に特別教室の空調、バリアフリー化、またはトイレの洋式化を国のほうでは上げておりますけれども、町のほうはどのようにお考えでしょうか。

それと、地域防災力の中核を担う消防団への対策についても上げられております。防災対策能力向上、車両、資機材の充実強化を国は示しております。海岸を有する本町での海難または水害に対応する車両は考えられているのかお答えください。

以上です。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの議員の質問のうち、河川の流域治水対策、河道掘削、堤防整備、堤防強化の質問にお答えさせていただきます。

議員御存じのとおり、本町には、真亀川、作田川の2つの二級河川がありますが、その対応につきましては県が維持管理しているところでございます。本町においては、河川堤防整備やその強化については、関係する市町で期成同盟会を組織し、早期事業促進に向け、要望活動を行っているところでございます。

また、真亀川の河道掘削につきましては、町単独で県に対し予算の要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私からは、農業水利施設の流域治水対策についてお答えさせていただきます。

流域治水対策として、台風等の被害時に排水機場のポンプを運転して対応しております。施設整備につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業などにより、排水機場及び附帯施設の修繕を実施し、施設の長寿命化や機能維持に努めておるところでございます。

排水路につきましては、土地改良工区による掘削や資源向上支払交付金を活用した施設の点検及び軽微な補修を施すなど、通水機能の維持向上に努めているところでございます。

それと、洪水等で冠水等が起こる箇所というようなことがあったかと思いますが、台風や豪雨時における主な冠水箇所としては、不動堂排水機場の受益エリアが冠水する箇所として認識しておるところでございます。その対策として、排水機場の運転に加え、流末に2台の水中ポンプを増設し排水を行っているというところでございます。

それと、漁港施設の関係につきましては、平成29年1月に策定した千葉県国土強靱化計画に片貝漁港における津波対策が位置づけられていると伺っております。引き続き、漁港施設の対策が施されるよう、県に働きかけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、私のほうからは、社会体育施設の対象施設、それから公立小・中学校の防災機能強化ということでお答えさせていただきます。

初めに、本町の社会体育施設につきましては、九十九里町野球場がでございます。野球場につきましては、昭和56年6月以降の建築であることから、建築基準法上、耐震基準を満たしている施設でございます。

続きまして、施設の防災機能強化という点でお答えさせていただきます。

国の5か年加速化対策に関する中長期目標によりますと、公立小・中学校施設の防災機能強化で、特別教室や体育館の空調設置、バリアフリー化、トイレの洋式化などの様々な支援がございます。

本町の現状といたしましては、空調設備の状況でございますが、特別教室の一部に空調が設置されておりますが、本町の体育館につきましては、どこの施設も設置されていない状況であります。

また、バリアフリー化やトイレの洋式化につきましても思うように進んでいないのが現状であります。先ほど、教育長答弁にもありましたが、子供たちのさらなる教育環境の向上、地域の防災拠点としての安全性への対応など、様々な課題に今後どのように取り組んで、どのように対応していくのか、教育現場や関係部署と調整の上、本町の国土強靱化地域計画のほうに盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうから消防団関連について答弁させていただきますと思います。

まず、町の消防団におきましては、迅速に活動できるよう常日頃から訓練を行い、技術の向上を図っているところでございます。また、車両及び資機材につきましては、消防車両の更新及び消防庁から救助用資機材を搭載した多機能車を借り受けるなどの機能強化を図っているところであります。

海難、水難につきましては、山武郡市広域行政組合消防本部と連携強化しており、中央消防署に中型水陸両用車、九十九里分署に水上オートバイを配備し、海難、水害等の対策に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

それでは農業水利の件なんですけれども、先ほど不動堂という地名が出てきましたけれども、真亀の上の水門については被害がやっぱり報告されているんですけれども、それは考えられていないのか。これは、後ほど農業水利等の老朽化、豪雨地震対策で再度聞きますのでよろしくをお願いします。

それから、漁港の津波対策なんですけれども、これからは、復興予算から国土強靱化計画

のこちらの予算に移っていくというようなことですが、これ国の計画推進のために町がやるべきことを進めていっていただきたいと。これは計画の中に入れてお願いしたいと思います。

続きまして、小・中学校なんですけれども、国では、特別教室、これ中長期目標でもエアコンの設置率を令和5年度までに95%を目標に上げています。体育館については、令和17年度までに95%という目標を上げています。今、この先ほどの話ですと、まだ調査段階ということですが、やはり温暖化対策を見据えて、早めの対策または計画を入れてもらいたいと思います。

次の消防団のほうなんですけれども、消防団からの意見や要望を正式に協議する機会は、どのようなときがありますか。消防団と消防団からの意見や、また設備等に対する要望を協議する機会、これはどういう機関がありますか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

消防団からの要望等につきましては、消防団幹部会議、部長以上合同会議等からの意見を係で吸い上げ、それに基づき対策等を練ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） ありがとうございます。消防審議会の名前が出てこなかったんですけれども、いつも言っておりますが、消防審議会、これを十分に活用して進めていただきたいと思います。

続きまして、交通ネットワーク、ライフラインを維持し、町民経済、生活を支えるための施策について、個別に質問いたします。

この件につきましては、国が28の対策を上げております。そのうち何点かについて御質問いたします。

道路高架区間を活用した津波や洪水からの浸水避難対策で、高架道路を緊急避難所として活用するための施設整備が上げられておりますけれども、町がこの点についてどのようにお考えをしているのでしょうか。

また、サービスステーション、これはガソリンスタンドなんですけれども、災害対応能力強化対策として、自家発電設備稼働を含む災害時の燃料供給訓練、または地下タンク大型化支援、災害時臨時給油設備整備支援などを上げております。これに対する町の対応及び現在町には

これに当たるサービスステーションが何か所ありますでしょうか。

それと、浄水場の耐災害性強化対策、これも上げられております。2019年の台風のときに、九十九里地域水道企業団におかれましては、停電により多くの世帯の断水が発生しております。これを踏まえて、停電対策等、町のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、道路の高架設備を利用したというところでお答えをさせていただきます。

この質問に対しましては、昨日、荒木議員の御質問でもお答えをさせていただきましたが、東金方面に通じる東金九十九里有料道路の活用は有効であると考えております。しかしながら、実際には歩道がなく安全性が確保できないということや、階段、スロープを設置した場合の管理などにまだ課題がありますので、今後、千葉県道路公社、警察と協議して対策等につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、ガソリンスタンド等の災害対応能力強化対策についてお答えをさせていただきます。

現在、町内のガソリンスタンドでございますが、4事業所ございます。そのうち3事業所とは災害時における燃料等の優先供給に関する協定、これを締結しまして、今のところ災害に備えているといったところでございます。

なお、燃料の安定供給体制を確保するための訓練であるとか、事業者支援につきましては、今後この計画を策定する上での検討課題とさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 浄水場の2019年の台風を踏まえた停電対策についてお答えさせていただきます。

2019年、令和元年度であります、発生いたしました台風15号の影響で九十九里水道企業団が管理する東金浄水場が停電し、山武水道企業団管理の東金配水場に配水されず、停電が解消するまでの間、断水が発生し、多くの住民に御不便をおかけしたところでございます。

そこで、九十九里地域水道企業団では、東金配水場に台風や降雪時による停電時に備え、令和2年度に自家用発電機実施設計を行い、令和3年度に設備設置工事を発注し、令和4年

5月の完成を予定しておるといふことでございます。それまでの間は、仮設用発電機を設置済みであり、停電対策は対応済みであると聞いております。

発電機の稼働に伴う燃料の確保については、九十九里水道企業団において、近隣の複数の業者と災害時における石油類燃料の供給に関する協定書を取り交わし、災害に備えているとのことでございます。

なお、山武水道企業団の東金配水場につきましては、発電機の設置、燃料の協定書も締結済みだとのことでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。ありがとうございます。

東金九十九里有料道路については、先ほど答弁ありましたけれども、人が通れるということですので、災害時のときは、歩道等がなくてもこれは通れると思いますので、道路公社と協議していただいて、町民の生命、財産を確保できるようにしていただきたいと思います。

その中では、今、準県から東金九十九里有料道路へ入るすべがありませんので、できればその辺も要望していただいて、いざというときに町民が早く避難できるように要望のほうをお願いいたします。

続きまして、スタンドの件ですけれども、東日本大震災の停電によりまして、各避難所に発電機または暖房施設の燃料が不足するという事態がありました。たまたま、そのときは、各スタンドの配達用のローリーの中に残っていた燃料で対応していたというふうに記憶しております。これは、停電によってスタンド自体の給油設備が動かさなかったということですので、国のほうもこのような非常用電源を動けるように推進しておりますので、その辺も含めてどのように町のほうは考えているのか、これについてお答え願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、災害時の給油についてお答えさせていただきます。

これは、ガソリンスタンド個別に状況が様々異なってくることと考えております。今後、個別に対応させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。これも強靱化計画の中に入れていただいて、いざというときに混乱しないようにしていただきたいと思います。

続きまして、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策について、そのうち、河川管理施設、道路、港湾の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建て替えによる防災、減災対策について質問いたします。

河川管理施設の老朽化対策、この中には、樋門、樋管、水門、排水機場の老朽化の予防保全が必要な施設が上げられておりますけれども、町では対象となる数はどのぐらいありますか。

また、河川管理施設の高度化、効率化も上げられております。老朽化した小規模樋門等の無動力化についても国のほうは推進しておりますけれども、町の対応をお答えください。

また、道路施設の老朽化対策、これは、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を国のほうは推進しておりますけれども、本町において対象となる道路はどのようなものがありますでしょうか。

また、老朽化した公営住宅の建て替えによる防災、減災対策については、高経年公営住宅の安全確保のため、令和12年度100%を目標に国は掲げております。九十九里町の町営住宅について、安全性は確保されているのでしょうか。お答えください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問のうち、私からは3点ほどの質問にお答えをさせていただきます。

まず、河川管理施設の老朽化対策、樋門、樋管、水門、排水機場の老朽化の予防保全が必要な対象数という質問でございます。

私どもで真亀川、作田川の2河川の河川管理施設について、平成23年に排水系統、樋管等を調査した結果、樋門が22か所、樋管が26か所あることが判明しております。こちらにつきましては、所管については県土木事務所や土地改良区等と思われるものがほとんどだと認識しておりますが、中には個別の所管までが判明できないものがございます。

また、河川に接続している排水機場で町が管理しているものでございますが、農業用の施設も含めて6か所ございます。各施設は定期点検を実施し、計画的な機械の改修など、予防保全に取り組んでおるところでございます。

なお、県や工区など、町以外が所管している施設につきましては、必要に応じ適切な管理を施設管理者に対し要望してまいりたいと考えております。

また、2点目でございます。河川管理施設の高度化、効率化、老朽化した小規模樋門等への無動力化という質問でございます。

町が管理している樋門等につきましては、県から管理を委託されている産業道路真亀樋門のみとなっております。当該樋門につきましては、今後、町から要望として、フラップゲート等、災害発生時でも無動力で稼働する方式への改修を県土木事務所をお願いしてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の老朽化した公営施設の建て替えによる防災・減災対策という中の高経年公営住宅の安全性確保に関する質問でございますが、町営住宅につきましては、平成25年3月に町公営住宅長寿命化計画を策定し、町営住宅の管理並びに長寿命化について検討しております。

現状では、大きな修繕を行わずに耐用年数45年を超えての利用は困難であると考えており、状況によっては大きな財源負担も考えられる問題でありますので、関係課と協議しながら、必要に応じ町国土強靱化地域計画などへの事業の盛り込みを含め検討し、早急に方向性を明確にした上で、引き続き本事業の目的となる低額所得者向けの居住場所の確保につながるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、緊急輸送道路の対象道路ということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

町内におきましては、まず、千葉県が緊急輸送道路として指定してあります主要地方道飯岡一宮線、これは通称産業道路になります。と、東金片貝線、通称片貝県道ですね。さらに、東金九十九里有料道路の3路線を県が指定しております。

町では、この県が指定している路線のほかに、主要地方道東金豊海線、通称豊海県道、一般県道一宮片貝線並びに一般県道飯岡片貝線、これは両路線で準県道と呼ばれているものでございます。

それから、一級町道3号線としまして、九十九里中学校の前の道路、それから二級町道2号線としまして、とようみこども園の前の道路、それから一級町道4号線、これは役場の前の道路ということで6路線を指定しております。

整備、維持管理につきましては、県道については千葉県へ要望させていただき、町道につきましては関係部署と協議をし保全に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

緊急輸送道路については、町の津波避難道路ともかぶるところがありますので、どうかその辺を含めながら計画していただきたいと思います。

豊海県道については、県の計画の中に一つも入っておりません。私の記憶の中だと、20年前に歩道整備の途中で終わったまま、その後何も手つかずの状態ですので、その辺も含めて要望していただきたいと思います。

続きまして、農業水利施設等の老朽化、豪雨地震対策についてですけれども、先ほど不動堂が水害に遭っているということですが、私は真亀上の排水についても、常に道路は冠水するというので、住民に直接被害を及ぼしているところがあるんですけれども、これは答弁要らないですけれども、この2か所については、計画もしているようですので、早急な対応を求めます。

続きまして、小・中学校施設の老朽化対策についてですけれども、中学校が45年以上で対象となっておりますけれども、各小学校についてもじきに、片貝小学校なんかはもうじきその対象になるような築年数になると思いますけれども、その辺、小中一貫校等、学校の在り方または小・中学校の施設計画、義務教育の在り方についての計画とともに計画を進めていただきたいと思います。

続きまして、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進について。

建設業の働き方改革のさらなる推進、または担い手の確保に向けて、新しい担い手3法も踏まえた工期の適正化、施工時期の平準化等を推進することにより、働き方改革に取り組むよう国のほうは求めております。

先ほど、災害協定のことしか言われていなかったんですけれども、この担い手の確保には、今後対策が必要だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 令和元年6月に成立いたしました新・担い手3法によりまして、働き方改革への対応として、適正な工期による公正な契約の締結が示されたところでございます。

町では、これまでも発注予定工事の見通しを工事主管課から聴取いたしまして、工期の適正化と施工時期の平準化に努めてきたところでございますが、今回この法改正を受けまして、債務負担行為の設定であるとか、繰越明許費の活用によって、柔軟な工期の設定など働

き方改革を視野に入れた中で、改めて取組を進めてまいりたいと考えてございます。

また、担い手確保策についてでございますが、これは公共工事の品質の確保や災害時の緊急対応の充実強化において大変重要であるとの認識でございます。今後、技術の向上に努める技能労働者の適正な評価、処遇改善がされるよう、国交省が進めております建設キャリアアップシステムの導入に向け、まずは先進の事例を参考として研究をしてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。ありがとうございます。

この担い手育成ですけれども、企業努力だけではなかなか限界があるということですので、発注時期の平準化、町内業者の育成のための受注機会の拡大、インフラ整備の促進による公共工事の拡大等が必要だと思いますので、計画の中に入れて進めていただきたいと思います。

災害発生時の被害状況の把握及び情報共有のための対策ということで、現在、真亀川、作田川に水位計が設置されております。この間の聞いたところですと、この水位については、インターネットで調べれば出るということですが、いざというときは、県の職員から電話による町への連絡だというようにお伺いしました。この点についても、人からの口伝えですと間違った情報等が流れると思いますので、デジタル化に進めた県との協議を進めていただきたいと思います。

それでは、最後、先ほどのこれからの計画についてですけれども、総務課長のほうから有識者を入れてという話もありました。

現在、庁議の中でもって問題等について協議をしているということですが、やはり職員だけで構成される庁議では様々な問題に対して対応し切れないのではないかと懸念いたします。また、偏った計画となる可能性もありますので、そのような計画とならないために、地域の状況に詳しい人、実際に現場で対応する人、またそのような情報または知識のある有識者など、幅広い意見の出せるような委員会の設置が必要だと思いますけれども、この点について町のほうはどのようにお考えでしょうか。できれば、町長、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃるとおり、委員については当然、町の関係課長が入りますが、そのほかに地域防災に関わる内容でもありますので、防災士、それから千葉工業大学の教授などをア

ドバイザーとしてお願いできないかというところで検討しておりますので、この中の課、局長だけの策定は今のところ考えておりません。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） それでは、浅岡議員の質問にお答えさせていただきます。

いずれにしても、関係機関で委員会を設置して、そしていずれにしても安心して住民が生活できるように強靱化に取り組んでいきます。それでよろしいでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

いずれにしても、今年度中に策定するということは、あと半年程度で素案ができて、住民の意見等を聞かなきゃいけないと思いますので、早急に対応していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

---

#### ◎日程第2 休会の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月7日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、6月7日は休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

6月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時54分

令和3年第2回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月8日（火曜日）

## 令和3年第2回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年6月8日（火）午前9時40分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 4号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 5号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第 1号 選挙公営に係る条例制定の要望について
- 日程第 9 報告第 1号 令和2年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 2号 令和2年度九十九里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 3号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第13 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 請願第 2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 発議第 3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書について
- 日程第14 陳情第 1号 政府に「再審法改正」を求める陳情
- 日程第15 陳情第 2号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求め

る陳情書

追加日程第2 議案第 7号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)

追加日程第3 議案第 8号 契約の締結について

---

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
教育委員会事務局長	木原隆行君	教育委員会幹事	竹内秀樹君
ガス課長補佐	平井豊君	農業委員会幹事	小森克彦君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠崎肇君 書記 大原真弓君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時40分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、諸般の報告をします。

浅岡議員のほか6名から発議1件の提出があり、これを受理しました。

また、総務経済常任委員会委員長及び文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告書の提出があり、これを受理しました。

---

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

歳出について1点お伺いします。

7ページの4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、先ほど御説明あった健康管理システム改修委託料、接種記録システム対応119万9,000円。もちろんこれは歳入のほうで、国の補助金でやられているということなんですが、健康管理システムという観点から、この接種記録システム以外に何かその後もほかの目的にも使えるとか、そういうことがあるのかどうか、1点お聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

今回、健康管理システムの改修ということで、ワクチンの接種記録が、国の構築しているワクチン接種記録システムから町の管理している健康カルテに接種記録を保存できるということですので、今回改修したものについての保存できるものについては、接種記録のみということになると思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

4ページになりまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、7節報償費の中の予防接種医師及び看護師の謝礼162万ということでございますけれども、この謝礼金の金額というのはどのように算出されているのかお聞きしたいと思います。何人いるか分かりませんが、どのような形でこの162万という計算の数字が出てくるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） それではお答えさせていただきます。

予防接種医師及び看護師謝礼ということで、162万円ということとさせていただきます内訳といたしましては、医師1名、看護師4名、1日4時間、6回、週1回を6週にわたって行うということで、医師につきましては2時間で2万5,000円、看護師については時間2,000円ということで算出しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

医師が1名、看護師が4名。6回ということで、医師のほうは2万5,000円。看護師のほうは1名2,000円と今言ったと思うんですけれども、私心配するのは、医師1名看護師4名の謝礼を払っていて、課長から質問の中で8月末までは65歳以上はできるということで聞いていますけれども、接種のほうはね。この体制で間に合うのかどうかというちょっと心配があったもので、この金額をどういうふうに算出されているのかなと思ってお聞きしたんですけれども、関連する問題なので、この謝礼については、今後、64歳以下16歳以上の接種を受ける体制として、このような体制でいかれるのかどうか。その辺はもう決まっているのか教えてくださいたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

2款予防費の中の報償費が162万、委託料のほうは5,099万1,000円。この内訳なんですが、報償費といたしました162万につきましては、町独自で行う集団接種、例えば中央公民館で

すとか保健センターで行う集団接種の際に支出する162万でございます。

今、町が行っておる集団接種につきましては、九十九里病院で行っている集団接種につきましては委託料のほうで支出してございます。

この国への申請した段階で、5,261万1,000円を申請した段階で、計画のほうも九十九里病院でやりながら、町の施設を使いながらの集団接種もできないかというふうに検討したことがございましたので、そちらの予算も含み国への要望をしていた観点から、報償費として162万を要求していたものでございます。

ただし、町の施設を使った集団接種の予定は今現在ございませんので、委託費のほうで全て支出しているということでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

歳出の4ページ、今、2目の予防費で古川徹議員から質問ありましたが、重複する部分もあるかもしれませんが、12節委託料5,099万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料。ただいまの説明で、九十九里病院の集団接種の医師、看護師等の部分も一部業務委託、この委託料の中に入ると伺いましたけれども、この委託料5,099万1,000円、全体的な委託業務の内容、委託先が幾つか分かれるのかどうか、委託先と、それから委託業務の内容、それから期間というかいつまでなのかお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

こちらの5,099万1,000円、委託料のほうを要求した時点では、16歳以上の町民の70%が接種するであろうということで積算した数字でございます。今現在、65歳以上の方でも85%が接種希望ということではございますが、この予算、国により9月末までの接種についての予算でございます。10月以降については、その都度また要望を受け付けるということになっておりますので、5,099万1,000円につきましては9月末までの予算ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。

業務委託の中に、コールセンターに関する委託は入っているのかどうか。さらに、今コールセンターがなかなかつながらないと、集団接種のキャンセルもつながらなくてままたまならないという話はよく聞くんですけども、そこで、もしもコールセンターの委託が入ってくるとすれば、この予算とは別になるかもしれませんが、コールセンターの人員増だとかあるいはその回線を増加する、そういうお考えがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

ただいま御質問にありましたコールセンターにつきましては、この予算以外のところの支出となりますが、たまたまコールセンターで今つながらないという御意見を伺ったところでございますが、平日の午前9時から午後4時30分までの受付ということで、時間帯によってはつながらないという御意見も伺いますが、一日を通して見ますと回線のほうにはまだ余裕があるというように考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） ほかにございせんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

4ページ、コロナ関係なんですけれども、先ほどこの予算が9月末までにということなんですけれども、予定とすると9月末までにこれを全部使い切るということではなくて、中間でもって足らなそうであれば要望するというような考え方でよろしいのか。

それと、今、住民の方が大変この辺気に病んでいるのが、集団接種を最初に受付をして、希望を取って集団接種のほうの方が早く終わるんじゃないかという期待感の下に始めたものが、逆に個別接種のほうの方が早いんじゃないかというような意見も出てきて、大分そういう問合せが、私が知識がないんですけれども、そういう問合せを多々受ける。その辺の周知の方法ですとか、今、接種の状況がどういうふうになっているかとか、そういう広報的なものをこれから先どういうふうに考えているか。これは住民の方たちが常に不安に思っていることなので、大体の接種がいつごろできるとか、そういう予想を兼ねてでもいいので、何かそういう周知の方法があれば教えていただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） 予算につきましては、不足した段階では補正対応させていただきたいというように考えております。

それともう一点の御質問なんですけど、集団接種より個別のほうの方が早いではないかという御

意見もごさいますが、集団接種を申し込んでおきながら個別の接種をされた方につきましては、集団接種のキャンセルというような扱いになろうかと思っておりますので、その際はうちのほうでのシステム上、どの方が打ったかと、全国統一の管理システムを国のほうで持っておりますので、そちらのほうで確認しながら、また、住民の方からの御連絡をいただいた際には集団接種のキャンセルを行いたいと考えております。

それからもう一点なんですが、接種状況の進捗状況という御質問なんですが、集団接種につきましては進捗状況を町のホームページにて掲載してございます。毎日の更新を行っておりまして、土日につきましては開庁日の更新ということで月曜日に更新しておりますので、そちらのほうで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。ありがとうございます。

この件についての問合せが、多分直接、健康福祉だとかそっちのほうに行って業務の支障になっているようなことはありませんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

健康福祉課には、電話はそれほど、何本かは来ますが業務に支障が出るほどの電話はかかってきておりません。ただし、コールセンターのほうに関しましては、いつごろになるのかなという問合せ等は何本か受けているようでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

ホームページの掲載ということですがけれども、やはりお年寄りの方、今高齢者が先行してやっておりますので、ほかに、例えば防災無線ですとか、何かそういうのもってできるようなことがあればちょっと考えていただいて、少しでも町民の不安をなくすような方法を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） なければ、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(内山菊敏君) 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、吉田洋一君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番(浅岡厚君) 7番、浅岡です。

専決処分の提案理由が、議会を招集する時間的余裕がないということでありますけれども、今回挙げられたもの全てが時間的に余裕がなかったのか説明していただきたいと思います。

○議長(内山菊敏君) 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長(吉田洋一君) 法令等の成立にまだ未成立の案件があったということで、ぎりぎりまでその法の成立を待つというような状況でございました。しかし、令和3年4月1日からどうしても施行しなきゃいけない項目が多数ございましたので、専決処分をさせていただいた次第でございます。

○議長(内山菊敏君) 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 3年の4月1日施行分は分かるんですけども、令和6年1月1日であつたり、令和4年1月1日施行というやつも一緒に含まれております。これに関して、今回も議会を開いておりますけれども、議会が開けなかったという理由にならないのではないかと思っておりますけれども、いかがお考えですか。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 確かに、令和6年1月1日なり令和4年4月1日というような施行日の記述がございます。

地方自治法上、準則等と併せて改正を行っておいたほうが、後々そういった改正が間違わないで済むようなこともございます。それと、こちらの改正については、先ほど申したように、さきの所得税法なり地方税法の改正にどうしても合わせるというような形を取らせていただいておりますので、このような結果になっております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

ただ、事務的なものとかそういうもので、一回で済ませちゃおうというようなことであれば、議会の軽視しているというふうに思われざるを得ないというふうに思いますので、やはり議会で決めるべきことは議会に提案していただいて、議決をもって承認して、それから施行という形を取ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

6ページの個人の町民税の所得割の非課税分の範囲等が、今回改正されたように先ほど説明があつたと思うんです。これはもう少し詳しく教えていただきたいんですけども、基礎控除35万に対して、同一生計配偶者及び扶養親族年齢16歳未満、この16歳未満というのが今回出てきているようなので、また、この10万円を加算した金額ということが具体的に出ているんですけども、もう少しこれを詳しく教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 令和2年度に、控除対象扶養親族の見直しが令和2年度の改正で行われております。控除対象扶養親族以外の扶養親族には、16歳未満の扶養親族及び30歳以上70歳未満である一定の国外居住親族の2種類が存在するということになりまして、これら

の国外源泉所得を含めず国内の所得のみで判定をしていたため、扶養親族申告書に必要な情報を引き続き16歳未満の扶養親族に係る情報のみであることから、扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るといったような改正をして、要は扶養親族の確定を図るための改正です。こちらは、所得税法が同じく改正になりますので、それに合わせ令和4年の1月1日からというようなことをございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、今までと結局申告するときの控除は、住民にとって、控除する側にとって不利益はどうか。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 不利益というよりも、今まで国外にお住まいになっていた方々も控除対象になっていたというところが今回のこのポイントの改正でございまして、改めて不利益というようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第4号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）

○議長（内山菊敏君） 日程第5、議案第4号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） ちょっと気になる点をお伺いします。

会計年度任用職員が何か、かなり人数的に増えているんじゃないかと思うんですけども、全体的に会計年度職員というのは何人ぐらい、何%ぐらいでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

ただいまの補正の会計年度も含めると、今のところ、会計年度、パート、フルタイム含めまして85名ほどの数になると思われまます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 85人というと、ちょっと数が多いと思うんですけども、やはり職員が女性の職員もいて、お産する職員もいるでしょうし、そういった職員が安心して休暇が取れるように、会計年度がこれだけ八十何人必要だということは、本来、正職でもっと正規の職員として充てておこなきゃいけないのではないかと思うんです。

これは会計年度を増やして、そして正職をどんどん減らすというような、そういった体制は、今、SDGsの中でも女性の雇用、女性の社会進出、そういったものから考えても、これは逆行していると思うんですけどもどうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

決して正職員を減らしているわけではなく、会計年度の数ですが、主に多いところが、学童保育の指導員が短時間で来ていようが長時間いようが1人としてカウントします。その方が毎日来ているわけではなく、週1回、2回というような形で、常に学童保育の指導員を補

充しておりますのでどうしてもその人数が増えてしまうと。全体で約13名から14名ほどが学童保育で雇用しているという形になっております。

繰り返しになりますけれども、決して正職員を減らして会計年度で賄っているというような状況ではないというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 減らしてというのが、多分、課長は気になったんでしょうけれども、でも現実的にこれだけ会計年度の職員を雇用しているということは、本来正職で賄わなければいけない、何かあったときには住民の命や生活を守るという、やっぱり公務員は公務員としての役割があると思うんです。ですから、この会計年度職員の数がちょっと私は多いと思うので、これはもう少し考慮して正職を増やしていただきたいと思います。

それで、女性の職員が子供を出産したりするときに、また、人数ぎりぎりでやっているとなかなかそういった休暇が取りづらいと。そういったことが今問題になっているわけなので、まず、公務員のほうからきちっとそういったSDGsの基本をやってほしいと思います。

終わります。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（内山菊敏君） 日程第6、議案第5号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、鶴澤康子君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第7、議案第6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第6号について、提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 議案第6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価員については、地方税法第404条の規定により、固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することと定められております。

また、同条の規定に、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからと規定されていることから、本町では、従前から税務課長の職にある者を選任しております。

このたびの令和3年4月1日付人事異動において、税務課長に任命した吉田洋一課長を固定資産評価員に選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。よろしく願い申し上げます。

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は11時とします。

(午前10時47分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

---

◎日程第8 発議第1号 選挙公営に係る条例制定の要望について

○議長（内山菊敏君） 日程第8、発議第1号 選挙公営に係る条例制定の要望についてを議題といたします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

7番、浅岡厚君。

（7番 浅岡 厚君 登壇）

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

発議第1号、文書を朗読して提案理由といたします。

選挙公営に係る条例制定の要望について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月8日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、浅岡厚。賛成者、九十九里町議会議員、鏈田貴俊、同じく、谷川優子、同じく、佐久間一夫、同じく、荒木かすみ、同じく、古川徹、同じく、小川浩安。

次のページをお願いいたします。

選挙公営に係る条例制定の要望について。

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が、令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されました。

主な改正点は、1、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大。2、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁。3、町村議会議員選挙における供託金制度の導入となります。

今回の改正により、町村議会議員選挙において供託金が導入されるとともに、各町村にて条例を定めることによって、選挙公営を公費で実施できることとなりました。しかしながら、選挙公営の公費負担につきましては「できる」規定となっており、各自治体の判断に委ねら

れているところです。お金のかからない選挙の実現と、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大等の観点から、条例の制定が求められるところです。

以上のことから、公職選挙法改正後の選挙公営制度に関する条例の制定について、町議会として要望いたします。

以上の要望書を町長に提出するものでございます。各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 選挙公営に係る条例制定の要望についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 報告第1号 令和2年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（内山菊敏君） 日程第9、報告第1号 令和2年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について趣旨説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(趣旨説明)

○議長（内山菊敏君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第10 報告第2号 令和2年度九十九里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（内山菊敏君） 日程第10、報告第2号 令和2年度九十九里町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第2号について趣旨説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(趣旨説明)

○議長（内山菊敏君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第11 報告第3号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（内山菊敏君） 日程第11、報告第3号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第3号について趣旨説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

(趣旨説明)

○議長（内山菊敏君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

---

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長（大矢吉明君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和3年9月30日付で任期満了となります古川比呂子氏を引き続き

人権擁護委員に推薦するものでございます。

古川氏は、平成21年から現在まで、人権教室や啓発活動に対する高い見識と豊かな経験を持ち、積極的に取り組まれております。こうした功績を認められ、今年5月に、千葉人権擁護委員協議会の会長に就任し、さらなる人権啓発の推進に努められており、人権擁護委員として適任でございますので、推薦に当たり議会の意見を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

（午前11時14分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

---

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見書のとおり答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎日程第13 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議長（内山菊敏君） 日程第13、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを一括議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

(文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について及び請願第2号「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、請願第1号及び第2号を採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(内山菊敏君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各請願ごとに行います。

請願第1号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時19分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま中村義則君ほか6名から、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付します。

(発議配付)

○議長（内山菊敏君） 配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第1とし、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、追加日程第1とし一括議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書

## について

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第1、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第2号及び発議第3号について、順次趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

（文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（中村義則君） 中村です。

初めに、発議第2号について説明させていただきます。

発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月8日。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛成者、九十九里町議会議員、荒木かすみ、同じく、古川明、同じく、谷川優子、同じく、古川徹、同じく、鏑田貴俊、同じく、小川浩安。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、発議第3号について説明いたします。

発議第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願についても毎年提出されておりますので、意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月8日。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛成者、九十九里町議会議員、荒木かすみ、同じく、古川明、同じく、谷川優子、同じく、古川徹、同じく、鏑田貴俊、同じく、小川浩安。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 発議第2号、発議第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決した

いと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定しました。

これより採決いたします。

採決は各発議ごとに行います。

発議第2号の採決をいたします。

発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号の採決をいたします。

発議第3号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 陳情第1号 政府に「再審法改正」を求める陳情

○議長(内山菊敏君) 日程第14、陳情第1号 政府に「再審法改正」を求める陳情についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査の結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、善塔道代君。

(総務経済常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○総務経済常任委員会委員長(善塔道代君) 善塔です。

報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました陳情第1号 政府に「再審法改正」を求める陳情について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしま

したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（内山菊敏君） 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、賛成討論からいいということですか」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） そうです。賛成討論を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今出されています再審法の改正を求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪、それは人生を破壊し人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。

冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。2010年足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から2016年東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また、2014年には袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されたという歴史的な出来事がありました。

しかし、これら事件で再審開始が認められて無罪になる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。その大きな壁の一つが、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。

再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護人側から新規、明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが証拠のほとんどが強制捜査権を持つ警察、検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、新証拠の多くは実は当初から警察が隠し持っていたものであった事実には心が凍る恐怖を覚えます。無

罪証拠が当初から開示されていたら冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示に制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や警察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等原則さえ踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審決定に対する検察による不服申立て、上訴が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん、90歳を超えた方は、検察の即時抗告に続き特別抗告により、再審がまだ実現されていません。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、警察の控訴異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げました。公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇を繰り返すことは、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が無辜の救済のための焦眉の課題です。現行の刑訴法の最新の規定は、日本国憲法第39条を受けて、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツも、既に50年以上も前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

これは決して他人ごとではありません。いつ私たち、あるいは私たちの家族、友人が当事者にならないとは言えません。

以上をもって、再審法の改正を求める賛成討論といたします。皆さん自身の問題として、決定していただきたいと思えます。

○議 長（内山菊敏君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議 長（内山菊敏君） 討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「すみません、もう一度お願いします」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 総務経済常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(内山菊敏君) 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

◎日程第15 陳情第2号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書

○議長(内山菊敏君) 日程第15、陳情第2号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

(文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました陳情第2号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書について。

陳情の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(内山菊敏君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず原案に賛成者の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書について、賛成討論を行います。

政府・与党は、75歳以上の医療費の窓口負担を単身世帯で年金収入200万円以上を対象に、現行の1割から2割に引き上げる方針を決めました。約370万人の高齢者の窓口負担が一気に2倍になってしまいます。この負担増は、高齢者の受診控えを深刻にさせてしまいます。高齢者にとって、現行の1割負担でも医療費の窓口負担が心配で受診控えが起こり、結果、重篤な病気や手後れになってしまう例が後を絶たず、社会問題になっているのが現状です。その上、今、新型コロナ感染症による受診控えが重なり、二重の意味で受診抑制が起こっていると、社会全体でいかに高齢者の命と健康を守っていくかということに取り組んでいるさなか、受診控えに追い打ちをかけるような政策を決めるのは、血も涙もない冷酷な政治と言わざるを得ません。

政府は、2割負担の導入は現役世代の負担軽減などと説明しています。しかし、全く成り立たない詭弁と言うほかありません。政府は後期高齢者医療制度を導入したとき、高齢者の医療費のうち45%が国庫負担でしたが、それを35%に切り下げ、その切り下げた分を現役世代に肩代わりさせるとともに、高齢者自身に負担転嫁する仕組みをつくりました。

後期高齢者医療制度は、国庫負担、つまり控除分を減らし、現役世代に肩代わりをさせる、共助に頼らせる。また、高齢者自身、自助に求める。まさに弱い者いじめです。1割負担を維持するために必要な国費負担は僅か880億円です。政治の姿勢、税金の使い方の問題です。

また、後期高齢者の負担増は、お年寄りだけの問題ではありません。全国民の問題です。私たちは、公助である国庫負担を引き上げ、また元に戻すことを強く求め、75歳以上の医療費2割負担の撤回を求め、賛成討論といたします。

○議長（内山菊敏君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（内山菊敏君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(内山菊敏君) 起立少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時41分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時41分)

---

#### ◎日程の追加

○議長(内山菊敏君) お諮りします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第7号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)及び議案第8号 契約の締結についてが提出されました。

議案を配付します。

(議案配付)

○議長(内山菊敏君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 配付漏れなしと認めます。

議案第7号及び議案第8号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第2 議案第7号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第2、議案第7号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第7号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎追加日程第3 議案第8号 契約の締結について

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第3、議案第8号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

子供たちのために施設を整備するというには賛成をするんですが、この入札についてちょっと確認したいんですけども、8者が応札してくれたと、2者が辞退したと、残り6者で入札が行われ、1者は本町からのA建設が1億4,280万、もう1者が隣町のA工務店1億5,200万円、残り4者が1億3,464万円で同額、1円の違いもなく入札に応じたんですが、その結果、この大松建設さんが落札したと。この内容についてちょっと私は疑問があるんだけれども、1円の違いもなく4者が同じ金額で1億3,464万円で応札したと。これには間違いはないですか。こんな入札はないと私は思うんですけども、どうですか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回の入札に当たりましては、先ほど私が公告をしたと申し上げましたが、4月12日に予定価格並びに最低制限価格について事前にお知らせをしておりますので、4者については最低制限価格で応札があったということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 課長、たとえ公告して応札してもらって、我々は業者だから入札なんていうのは何十回、何千回とやっているんだけれども、1億3,400万の1円も違うことなく入札になるというのは、私疑問だと思うんだけれども、これだって、一括でやったんだから、先般3月の定例会でも聞いたんだけれども、改修だと、本体だけ残って、あとは全部、屋根、壁、外壁、床、給排水全てを改修すると。私は、予算を使っちゃいけないじゃなくて、子供たちのために予算を使うのはいいんだけれども、新しく建て替えたほうがいいじゃないかと、お願いしたんだけれども、議会の皆さんが賛成して改修でいくということで決定したんだけれども、その結果がこういう入札が出てくるというのは私は疑問なんだけれども、間違いのないの、これ。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 入札についての御質問でございますが、入札については適正に執行されたものと理解してございます。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(内山菊敏君) 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時57分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長           内   山   菊   敏

署 名 人           鐘   田   貴   俊

署 名 人           佐 久 間   一   夫